

令和3年第4回穴水町議会9月定例会日程表

	月 日	曜日	時 間	議 事
第1日	9月7日	火	午前10時	(開 会) 第1、会議録署名議員の指名 第2、会期の決定 第3、町長提出議案等の提案理由の説明 第4、議員提出議案等の提案理由の説明 第5、諸般の報告 (散 会、全員協議会)
第2日	9月8日	水		休 会
第3日	9月9日	木		休 会
第4日	9月10日	金	午後1時30分	(本会議再開) 第1、一般質問 第2、議案等に対する質疑 第3、議案等の常任委員会付託 第4、議案等の予算決算特別委員会付託 (散 会)
第5日	9月11日	土		休 会
第6日	9月12日	日		休 会
第7日	9月13日	月	午前10時	総務産業建設常任委員会
			午後1時30分	教育民生常任委員会
第8日	9月14日	火		休 会 (各常任委員会等予備日)
第9日	9月15日	水	午前9時30分	予算決算特別委員会
第10日	9月16日	木	午前9時30分	予算決算特別委員会
第11日	9月17日	金	午前9時	予算決算特別委員会 (現地審査)
第12日	9月18日	土		休 会
第13日	9月19日	日		休 会
第14日	9月20日	月		休 会
第15日	9月21日	火		休 会
第16日	9月22日	水	午前10時	(本会議再開) 第1、常任委員会付託議案等の委員長報告 第2、常任委員会委員長報告に対する質疑 第3、討論・採決 第4、予算決算特別委員会付託議案等の委員長報告 第5、予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑 第6、討論・採決 第7、閉会中の継続審査及び調査 (閉 会)

町長から本会議に提出された議案は、次の14件であった

- 議案第38号 穴水町教育委員会委員の任命について
- 議案第39号 令和3年度穴水町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第40号 令和3年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 令和3年度穴水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第42号 「令和2年度穴水町役場庁舎耐震改修工事（建築）請負契約の締結について」の議決の一部変更について
- 議案第43号 「令和2年度穴水町役場庁舎耐震改修工事（電気設備）請負契約の締結について」の議決の一部変更について
- 議案第44号 穴水町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第45号 令和2年度穴水町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第46号 令和2年度穴水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第47号 令和2年度穴水町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第48号 令和2年度穴水町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第49号 令和2年度穴水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第50号 令和2年度穴水町病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 議案第51号 令和2年度穴水町水道事業会計歳入歳出決算認定について

本会議に提出された議案は、次の1件であった

- 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

本会議に提出された議会報告は、次の2件であった

- 議会報告第4号 例月出納検査の結果報告について
- 議会報告第5号 令和2年度（一財）穴水町文化・スポーツ振興事業団事業報告書及び決算書の報告について

◎議事日程

- 日程第1、会議録署名議員の指名
- 日程第2、会期の決定
- 日程第3、町長提出議案等の提案理由の説明
- 日程第4、議員提出議案等の提案理由の説明
- 日程第5、諸般の報告

議 事 の 経 過

◎開会

(午前10時00分開会)

○議長（吉村光輝）

ただ今から、令和3年第4回穴水町議会9月定例会を開会いたします。
ただ今の出席議員数は10名です。全員出席でありますので本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉村光輝）

これより、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番小坂孝純君及び10番浜崎音男君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉村光輝）

次に、「会期の決定の件」を議題にいたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より9月22日までの16日間にいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より9月22日までの16日間に決定いたしました。
これに基づく議事日程は、お手元へ日程表を配布してありますので、ご確認ください。

◎町長提出議案等の提案理由の説明

○議長（吉村光輝）

次に、日程に基づき、町長提出議案14件を一括議題にいたします。

これより、町長提出議案等の提案理由の説明を求めます。

石川町長。

○町長（石川宣雄）

本日ここに、令和3年第4回穴水町議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中にもかかわらず、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響で1年延期となっておりました、東京オリンピック・パラリンピックも無観客という異常な状況の中、オリンピックの日本選手団は卓球の混合ダブルスで中国を破って悲願の金メダルを獲得した他、女子レスリングでも石川県出身の川井姉妹がそろって金メダルを獲得するなど、オリンピックにおいては、過去最高の金メダル27個を含む58個のメダルを獲得し、パラリンピックにおいては、金メダル13個を含む51個のメダルを獲得いたしました。

テレビ越しではありましたが、私たちに大きな感動をあたえていただきました。

さらに、本町で事前合宿を行っていたロシアオリンピック委員会のテコンドー競技の4選手は2人が金メダル、残る2人が銀メダルと銅メダルをそれぞれ獲得するなど、穴水町での事前合宿の成果を十二分に発揮されたことは、大変うれしいニュースでありました。

また、こちらも1年延期となっておりました「石川県防災総合訓練」は規模を縮小して開催いたしました。感染症対応を兼ねた訓練は大変意義のあるものであり、いつ起こるか分からない大規模災害について、しっかりと準備して参りたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症が発生して、1年半以上が経過しております。

この間、住民生活は一転し、全てが感染症対策を抜きにして考えられない状況となり、本町といたしましても昨年当初から、国、県と連携をして感染対策、生活支援、経済対策など、様々な取り組みを講じて参りました。

そして、最も期待をしておりましたワクチン接種につきましては、金沢医科大学をはじめ、町内の開業医や薬剤師会の皆様方のご協力により、全人口の78.02パーセントが昨日6日までに2回目の接種を終了いたしました。

この場をお借りいたしまして、ご協力いただきました関係者の皆様方に心より感謝とお礼を申し上げます。

しかしながら、全国の感染状況を見ますと非常に感染力の強いデルタ株と称する変異株ウイルスが急速にまん延し、石川県を含む、33の都道府県で緊急事態宣言や、まん延防止重点措置の対象地域に指定されるなど、都市部を中心に重症者が増えており医療崩壊寸前とも言われるほどの危機的な状況にあると言えます。

本町でも先月に2人の感染者が確認され、近隣の市町でもクラスターが発生するなど、未だ予断を許さない状況が続いておりますが、ワクチン接種が順調に進んだことにより発症や

重症化のリスクが軽減されるなど、明るい兆しも見えてつつあり、今後は感染防止と地域経済の再生について両立していかなければならないと考えております。

それでは、本定例会に提出いたしました、議案14件について、その概要を説明いたします。

議案第38号「穴水町教育委員会委員の任命について」であります。令和3年9月30日で退任する宮下静子氏の後任として、新たに小林由紀子氏を任命いたしたく、ご提案いたしましたので、何卒ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に議案第39号「令和3年度穴水町一般会計補正予算（第3号）」であります。歳入歳出それぞれ2億802万円を追加し、総額を70億4,116万3千円とするものであります。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。コロナ禍で疲弊している町民の生活と地元の中小事業所を支援する経済対策として、これまでに3度にわたり「プレミアム飲食券」の販売、「地元応援商品券」の配布、さらに今年7月から「ひとつをつなぐ商品券」を配布し、総額1億3千万円余りの予算で地域経済の下支えをして参りました。十分とは言えませんが、一定の効果があったのではないかと感じております。

そして、本町では全町民のほぼ8割にあたる方々がワクチン接種を完了した中で、今後は、消費が低迷する地域経済の再生と、さらなる消費喚起を促す目的で、今回、新たに町民1人当たり2万円を上限とする50%のプレミアム付商品券を販売する費用として6,370万円を計上するものであります。

さらに、このプレミアム付商品券事業に合わせ、今後のデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及促進を図るため、カード取得者に5千円分の商品券を配布する費用として3,240万円を計上するものであります。

今回のふたつの商品券の発行総額は2億円を超え、過去3回の発行額を大幅に上回るものとなっております。コロナ収束を見据え、町民の皆様方の「生活支援」と「地域経済の再生」そしてさらなる活性化に資するものだと考えております。

また、昨年に引き続き「インフルエンザ予防接種強化事業」として、65歳以上の高齢者や18歳以下の子どもたちに加え、妊婦や重症化の恐れのある基礎疾患の治療中の方々を対象にインフルエンザの予防接種費用を無償化し、感染の重症化や合併症のリスクを軽減するとともに、病院などの医療体制が逼迫しないようにするための費用として770万円を計上するものであります。

その他、ワクチン接種事業の追加費用について計上いたしましたが、引き続き、接種をしていない方々に対して接種の重要性をご理解いただき、ご協力いただけるようお願いして参りたいと考えております。

次に、通常事業分であります。総務費で、平成28年度に策定された「公共施設等総合管理計画」について、国のインフラ長寿命化計画の見直しや昨年度に策定した「個別施設計画」を踏まえ整合性を図るために見直すものであり、公共施設の現状に合わせた時点修正や

全庁的な取り組み体制の構築、更にP D C Aサイクルの推進の反映とユニバーサルデザイン推進方針の追記などを内容として220万円余りを計上するものであります。

また、教育費であります。昨年度「町立学校施設整備基本構想計画検討委員会」において、今後の学校施設の在り方について検討していただき、本年4月に検討委員会より、「向洋小学校での複式学級の解消や、より良い教育環境の提供という観点から、穴水小学校と向洋小学校を統合することが望ましい」等の答申を受けたところであり、8月の「穴水町総合教育会議」で今後の学校施設の方向性についてお示ししたところであり、

その方向性を具体化するための「町立学校施設整備基本計画」を策定する費用として650万円余りを計上するものであり、未来の穴水町の子ども達のために、安全で快適な教育環境を提供できるよう、基本計画の策定に際しては、地域の皆様や保護者の皆様からのご意見を十分にお聞きしながら進めて参りたいと考えております。

その他の事業につきましては、令和2年度の事業精算に伴う国庫負担金の返還金や当初予算及び6月の肉付け予算で議決いただいた事業について、進捗上、やむを得ず変更や追加されるものについて計上するものであります。

その歳入についてであります。国庫支出金、県支出金、地方交付税及び諸収入等、計1億3,200万円余りとなっており、うち8,630万円余りは新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金の追加配分を含めた国庫支出金や諸収入となっております。その他、前年度繰越金6,600万円余りと臨時財政対策債900万円余りを充てるものであります。

議案第40号「令和3年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」については、4月1日付けの人事異動によって不足額が生じたので、その調整を行ったところであります。

議案第41号「令和3年度穴水町介護保険特別会計補正予算（第2号）」については、令和2年度の介護給付費等の精算に伴う返還金や4月1日付けの人事異動によって生じた所要額について調整を行ったものであります。

次に予算以外の議案についてであります。

議案第42号「令和2年度穴水町役場庁舎耐震改修工事(建築)請負契約の締結についての議決の一部変更について」は、基礎工事に係る工法の変更や外構工事などの追加に伴う契約金額が変更されることにより、議決内容の一部を変更をするものであります。

議案第43号「令和2年度穴水町役場庁舎耐震改修工事(電気工事)の請負契約の締結についての議決の一部変更について」は、工事の進捗により国土交通省が設置したシステムに係る庁舎内外の光ケーブル等の設置替えが必要となったことから工事等の追加に伴う契約金額が変更されることにより、議決内容の一部を変更をするものであります。

議案第44号「穴水町過疎地域持続的発展計画の策定」につきましては、令和3年3月末をもって現計画期間が終了することに伴い、新たに策定するもので、現計画を基本に、令和3年度から令和7年度における町の持続的発展のために実施する、生活基盤の整備や産業の振興、地域振興等の諸施策についての方針を示すものであります。また、本計画は毎年度、

進捗状況を管理し、情勢の変化などで、取り組み事項の追加や修正を行い、より実効性のある計画に更新させていくものであります。

議案第45号から議案第51号につきましては、令和2年度の一般会計のほか、特別会計、企業会計の決算案について、地方自治法及び地方公営企業法の規定により議会の認定に付するものであります。

各会計の決算内容につきましては、別の機会に説明させていただきたいと存じますので、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、令和2年度決算に基づく、「健全化判断比率」につきましては、別途議会に報告させていただきますが、一般会計等、公営企業会計を含めて、負担する公債費などの標準財政規模に対する比率であります「実質公債費比率」において、令和2年度は9.5%と前年度から0.2ポイント改善しております。

県の起債許可団体となる基準18%を大きく下回っており、これまで公債費負担の適正化を図るために、新規地方債を発行するにあたり、交付税措置の高いものを計画的に活用することや、利率の高い地方債の繰上償還を実施するなど、行財政改革の推進に積極的に取り組んできた結果と考えております。

しかしながら、今後の財政見通しにつきましては、歳入に占める地方交付税の割合が依然高く、新型コロナウイルス感染症の影響により、税収や地方交付税等の動向は大きく左右され、不透明であることや、学校や病院などの町有施設の老朽化対策などで多額の財政需要も見込まれることなど、依然として予断を許さない状況であり、必要な住民サービスを安定的に確保するには、常に国の政策や経済の動向、地方財政対策等を見極めながら、更なる安定した財政基盤の確立が不可欠であると認識しているところであります。

なお、ご提案いたしました議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い適当な時期に、私又は説明員から説明いたしますので、何卒、慎重審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本町のワクチン接種はほぼ完了いたしました。全国的に見ると収束にはもう少しばかり時間がかかると予想され、町民の皆様方には、今一度基本的な感染予防の継続や感染拡大地域との往来の自粛など、命を守る行動の実践をお願いするとともに、「安心安全で健康長寿のまちづくり」と「地域経済の再生」を実現するためにも、議員の皆様を始め、町民の皆様と心をひとつにして、この難局を乗り越って行きたいと存じますので、より一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

◎採決



○議長（吉村光輝）

次に議案第38号を議題といたします。

議案第38号は人事に関することですので、質疑、討論を省き、ただちに採決に移りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

議案第38号は、穴水町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めようとするものです。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第38号は原案どおり、小林由紀子氏の任命に同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

お座りください。全員起立であります。

よって、議案第38号は原案どおり、小林由紀子氏の任命に同意することに決定いたしました。

◎議員提出議案の趣旨説明

○議長（吉村光輝）

次に、議員提出議案発議第2号を議題といたします。

これより発議第2号の趣旨説明を求めます。

6番、大中正司君。

○6番（大中正司）

大中正司でございます。発議第2号の趣旨を説明します。

本日、穴水町議会9月定例会において、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出」について、私、大中正司が発議いたします。

発議にあたり、賛成者は湯口かをる議員であります。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼし、国民生活への不安が続いています。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、

防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠であります。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望いたします。

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（吉村光輝）

次に、諸般の報告を行います。

予算決算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定に基づき、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長 8番 小泉 一明 君

副委員長 1番 佐藤 豊 君

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

また、町監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果、及び、地方自治法第243条の3第2項の規定による令和2年度（一般財団法人）穴水町文化・スポーツ振興事業団事業報告書・決算書が議会に提出されておりますので併せて報告いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

引き続き、全員協議会を開催いたしますので、議員の方々はそのままお残り下さい。

(午前10時28分散会)

一 般 質 問

◎開議の宣告

(午後1時30分再開)

○議長（吉村光輝）

それでは、本会議を再開いたします。

ただ今の出席議員数は、10名です。全員出席でありますので本日の会議を開きます。

本日の会議時間は、あらかじめこれを延長しておきます。

これより、日程に基づき、町政に対する一般質問を行います。

一般質問は、一問一答による質問方式と全問一括での質問方式を選択できることとなっておりますので、質問に入る前に、どちらの質問方式で行うか表明してください。

質問は中央の質問席で行い、質問時間は答弁を含め、1人45分以内といたします。5分前になりましたら呼び鈴で合図いたしますので、ご容赦願います。また、自席に戻ってからの質問はできませんので、ご了承願います。

なお、関連質問につきましては、通告による質問が全て終わってから行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

◎一般質問

8 番 小 泉 一 明 議 員

○議長（吉村光輝）

8番小泉一明君。

(8番 小泉 一明 登壇)

○8番（小泉一明）

8番、小泉一明です。

質問は一問一答で行いますので、よろしくお願いいたします。

答弁の内容によっては多少、質問内容の記載以外の発言があるかもしれませんのでご理解ください。

7日の議会初日の町長提出議案説明の中で、東京オリンピック・パラリンピックのことに触れておられましたけれども、私も賛否両論の中でよく開催できて、多少コロナに感染したアスリートもいましたけれども、大変良かったんじゃないかと個人的には思います。ただ、私が一番感動と言いますか、驚いたのはパラリンピックの水泳の女性の方で、ほとんど両腕が

ないような体で、体の足だけ使って素晴らしい泳ぎをしていたことに、本当に素晴らし事だったと思います。そうした中でもコロナが相変わらず収束の気配を見せず、大変、世界を含め日本も大変困っていますけれども、まず今日は当町のコロナワクチン接種についてお尋ねいたします。いただいた資料によりますと、8月末現在で2回目のワクチン接種を終えた方は当町で65歳以上の方が3,568人を含め接種者が6,073人、率で80.97%です。その数字に間違いはないですか。

○議長（吉村光輝）

笹谷いきいき健康課長。

○いきいき健康課長（笹谷映子）

議員の質問にもありましたように、2回接種を終了した方は6,073人で、接種対象となる12歳以上の方に対する接種率は80.97%であります。

○議長（吉村光輝）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

ただいま課長から説明がありましたが、12歳から15歳ですが、父兄同伴の方々の接種率はかなり進んでいるのでしょうか。接種率をあげることは安心感にも繋がるし単純に考えてコロナ感染の防止にもなると思っております。

私の手元にある資料では一般の16歳から64歳までの未接種の方は8月末で概ね完了予定となっておりますがどういう状況でしょうか。

また12歳から15歳までの接種希望者は保護者同伴で接種実施となっておりますが併せてその状況も教えていただきたい。

○議長（吉村光輝）

笹谷いきいき健康課長。

○いきいき健康課長（笹谷映子）

まず、16歳から64歳の接種については、接種を希望される方のほとんどが8月末で2回目を終了しており、16歳以上の接種率につきましては83.01%となりましたので、概ね完了したと考えております。

現在も引き続き、接種を希望される方もおられますので、更に、接種率の向上に努めたいと思います。

また、12歳から15歳の接種については、8月から開始し、184人中121人の65.

76%の方が1回接種を終え、9月中旬には2回接種が終了する予定です。なお、都合により接種出来なかった方に対しても、相談しながら接種していただけるように努めて参ります。

○議長（吉村光輝）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

ありがとうございます。

接種を受けたくても、身体的な都合で打たない方もいらっしゃると思うんですけど、打たない方の中にはアナフィラキシーなど接種後の微熱・倦怠感・筋肉痛など体調面での変化を心配して接種しない方もいるのではないのでしょうか。

そのあたりの不安感や接種後のケアなどを直接、言葉で丁寧に説明してあげればもう少し接種率もあがるような気もいたしますが、どうなのでしょう。

○議長（吉村光輝）

笹谷いきいき健康課長。

○いきいき健康課長（笹谷映子）

接種に関する不安や迷っておられる方には、ワクチン相談センターやいきいき健康課職員が十分に傾聴し、不安解消に努めております。更に、コロナワクチン予防接種は任意接種でありますので、一般的な副反応についても丁寧に説明した上で、かかりつけ医の意見も参考にさせていただき、接種するかどうかを決めていただけるように助言しております。

なお、接種されていない方の中でも、今後、希望される方もおられますので、接種希望を確認しながら、円滑な接種に努めて参りたいと思います。

○議長（吉村光輝）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

公立穴水総合病院では私が仮にコロナの症状が出てPCR検査で陽性となった場合、保健所の指示により近隣の病院あるいは金沢の方での入院となるのか、その流れをお聞きいたします。

金沢から来町した人が感染者となった場合、同様の措置となるのでしょうか。金沢の方が自分で希望する、例えばコロナの重症化率でも違うと思いますが、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（吉村光輝）

菅谷総合病院事務局長。

○総合病院事務局長（菅谷吉晴）

ただいまの新型コロナウイルス感染症陽性者の治療の流れについてお答えいたします。

陽性が確認された患者につきましては管内の保健所へ、議員が言われたとおり報告されます。患者の療養に関しては全て保健所が調整することとなっております。石川県は基本的には、症状に応じてホテル療養、入院協力医療機関等への入院がそれぞれ指示されます。療養先についても保健所が病床の空き状況や患者の住所地などを勘案し調整することとなります。

○議長（吉村光輝）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

最近、コロナワクチンの3回目の接種がよりコロナには有効ではないかと報道番組や活字でたまに見受けられます。まだ大都市あたりを中心として接種も受けられない方々も沢山いるなかでいささか違和感も覚えますが、コロナワクチンの3回目接種の情報や重症化を抑える「抗体カクテル療法」に関しての情報があれば教えていただきたい。

○議長（吉村光輝）

菅谷総合病院事務局長。

○総合病院事務局長（菅谷吉晴）

ただいまのご質問の、第3回目のワクチン接種につきましては、現時点で、国や県からの今後の動向についての通知は発出されておられません。新聞やテレビなど報道からの情報に関する内容については、決定しているものではありません。

町としては、今後、国の決定があれば、その内容に従い対応していくこととなります。

次に、「抗体カクテル療法」につきましては、重症化リスクがある中等症患者のほか、軽症の患者が対象となる治療薬で令和3年7月19日、新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認された中和抗体薬です。現在、一般流通は行っておらず国が配分しているもので、既に当院にも配分されており、抗体カクテル療法が必要な患者への治療体制は整っている状況にあります。

○議長（吉村光輝）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

ありがとうございます。

当病院で抗体カクテル薬はあると言うことでしたが、使用したことはありますか。

○議長（吉村光輝）

菅谷総合病院事務局長。

○総合病院事務局長（菅谷吉晴）

患者の治療に関することですので、治療体制が出来ていると言うことで、「必要なら使う」、とご理解いただけたらと思います。

○議長（吉村光輝）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

次にキャッスル真名井の接客についてお尋ねいたします。発言は多少きつく受け取られるかも知れませんが、町の大事な施設を考慮しての質問ですので誤解のないようお願いいたします。

キャッスル真名井は平成23年から指定管理者となり27年まで指定管理者だった(株)共立メンテナンス、28年から現在の指定管理者(株)セオリーが運営を担っております。役場から7月にセオリー本社の貸借対照表を見た時に内容は申し上げませんが、直ぐ会社の状況が判断できました。一方キャッスル真名井単体の平成29年から令和元年までの3年間の平均値を見て売上高1億3,621万4千円くらい、利益は33万4千円くらいとなっております。ちなみに令和2年はコロナの影響もあり売上高1億90万4千円、利益はマイナス476万9千円くらいの赤字でした。ただ去年はコロナ禍の中で売り上げ減少に伴う400万円の町からのお金も含まれているはずですが、売上高の中には町から毎年、2,500万円指定管理費用も含まれております。うがった見方をすればセオリーとしては2,500万円がバックボーンとしてあるから営業を引き受けたとも考えられます。ただ引き受けた以上は責任も生じてきます。

今年、6月28日、能登半島広域観光協会総会が40人くらい出席し真名井で開催されました。事前打ち合わせの際、会場設営においていろんなトラブルがあったと聞いております。一例として1階の洋式の会場で総会が開催され、その後の理事会が1階の和室宴会場で開催されるにあたり、2階より机・椅子を運び理事会会場の設営をお願いしたが、それは無理という返事だったということでした。2階奥の会議室の設営も無理と言われたので観光協会事務局長が自ら会場設営にあたったと聞いております。総会の看板も最初は掛けられないと言

われたが、別のスタッフからは掛けられるとの回答、最終的には掛けられたわけですがスタッフの縦・横の一貫性が全く感じられないと言っておられました。その他詳細は述べませんがいろいろあったようです。2度とキャッスル真名井を利用する気はないとおっしゃっていました。たかが40人規模と思うかもしれませんが、それを取り返すには80人規模の総会を逃がしたことと同じだと私は思っております。穴水町の顔のひとつであるキャッスル真名井のイメージダウンにつながります。

話は少しそれますが私が会長をさせていただいている能登とり貝生産組合の総会は過去、和倉の某旅館で2回開催しました。

開会前に仲居さんにこれでいいですかとチェックも兼ね事前に会場を見せていただき確認作業もさせていただきました。

無論、和倉の某旅館とキャッスル真名井は規模やスケールも違いますが、サービス業であることには変わりありません。ましてキャッスル真名井は能登半島広域観光協会の会員でもある筈です。支配人としてユーザーのチェックさえもしていないのかと思います。支配人については、町の議員や町の女性からもその方の人となりについて多少おかしいという声も耳に入っているので、私なりに真名井の支配人について少しリサーチもさせていただきました。私見ですが権力や地位のある方には大変慎み深く、一般の方々には上から目線というところがあるそうです。私も何度かお会いしていますが言葉は丁寧ですが中身はどうなのかなという雰囲気を感じたりもします。そういうところが自然と無形の営業姿勢として出てくるのではないのでしょうか。

真名井には平成28年から令和2年度までに設備・修繕・補修などの工事費用に3億1,500万円が投下されております。そのうち1億2,000万円位が湯ったり館、長寿命化として建築・機械・電機設備などのリニューアルに使われております。

6月の議会で執行部・議員の全員協議会の折にある議員より真名井には非常にお金が投資されている。運営は現状のままでいいのかという疑問的な投げかけも出ました。その時の副町長の答弁を私なりに解釈すれば真名井は町の顔でもあり大事な宿泊施設であるから何としても存続させたい意思がある発言をされたのではないかと感じております。

真名井については町内唯一の銭湯が廃業しその代わりに町民の癒し、憩いの場として湯ったり館を創設した経緯がありそれ自体は、行政として町民のためにという大義は理解しているつもりです。ただ真名井についてはこのような接客の有様ではお客さんに来るなど言っているようなものです。町として真名井の情報や町民の声を聞いていないのか、積極的な営業活動を行っているということも聞いたことがありません。15人の大事な雇用の場所です。町として指導できる立場にある筈なのですが、指定管理者に丸投げとも見受けられます。今申し上げたことについては事実に基づくものであります。

本社の社長はこの現状を知っているのか、本社社長の見解をもきっちり聞いていただきたいと思います。また、議会にその報告もしていただきたいと思います。

私はキャッスル真名井の現状を非常に心配しております。

運営の仕方によってはまだまだ宿泊施設としてのニーズはあると思います。

質問として現在まで相当のお金が投入されておりますが数年経過すれば修理・維持費用がさらに、かさむことを考えて今後のキャッスル真名井のあり方を真剣に考える必要があると思いますが、執行部のお考えをお聞きします。

○議長（吉村光輝）

中瀬観光交流課長。

○観光交流課長（中瀬寿人）

お答えします。

去る6月28日ご利用のお客様に対し、接客面での行き違いがあったとのことについて、関係者の皆様には、ご不快な思いをさせてしまい申し訳なく思っております。

施設支配人にも事実確認したところ、深く反省し、「初心に返って一から精勤に努めたい」とのことでありました。

指定管理者を指導、監督する立場として今後このような事が起きないように指導してまいりたいと考えております。

キャッスル真名井の指定管理者については、公募等により基本的には5年ごとの更新としております。現在管理を委託している株式会社セオリーとは昨年度末で契約がいったん満了となりましたが、コロナ禍の情勢の中で、過去5年の実績を考慮したうえで、1年間延長の手続きをとりました。

今年度以降、公募等による指定管理者の募集に踏み切るか、又は、コロナ禍が治まり景気が安定するまで、現行の指定管理者で乗り切るかは、情勢を見極めながら判断したいと考えております。

さて、50人以上の宿泊定員を持ち、大規模な宴会場を完備するキャッスル真名井及び湯ったり館は、観光誘客面からも町民の憩いの場としても必要不可欠な施設であります。

完成から30年ほどが経過しましたが、耐震改修や、時代のニーズに合った施設改修を計画的に実施し、現在実施中の改修工事は費用の平準化を考慮し、事業期間を令和4年度までとしております。

昨年度はフロント周辺の床、トイレ及び食堂のリニューアル工事を実施し、機能の向上に努めました。

当該施設は、もとより観光の拠点として、町民の福利厚生のために町が所有する施設であるところから、皆様にはより一層ご愛顧いただける施設を目指して、担当課、指定管理者、従業員一同、努力してまいりたいと考えております。

○議長（吉村光輝）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

中瀬課長から答弁いただきましたが、その中で来年度はどうなるかわからないと受け止めました。それと課長の責任ではないですけども、先ほども申し上げたように、どちらかという指定管理者に丸投げという部分があるんじゃないかと思うんですけども、今後きっちり、トータル的に指導できる立場にあるはずですから、今後どのように進めていくのかお答えください。

○議長（吉村光輝）

中瀬観光交流課長。

○観光交流課長（中瀬寿人）

お答えいたします。

これからもキャスル真名井の社員・従業員との連絡を密にして、トラブルが発生した場合は直ちに報告する等、報告・連絡・相談を、しっかり密にしていきたいと思っております。

○議長（吉村光輝）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

ありがとうございます。今後ともしっかりと監視というか、指導を含めた、プラスになるような指導をお願いします。

次にトンネル内の無灯火対策と運転マナーについてお聞きします。現在、穴水地区内には比較的距離のある小又トンネル・此木トンネル、距離の短い穴水トンネル・乙ヶ崎トンネル・七海第1から第3までの7つのトンネルがあります。その中で比較的明るい315mの小又トンネル。後の6つのトンネルは照明も暗くローカルのトンネルという感じですが、暗いという事はドライバーは、自転車・歩行者にかなり気を遣い運転もしなければいけません。一方、自転車・歩行者の方々もそれなりに危険を感じつつ、注意を払ってトンネル内を通行していると思います。私は中居南に住んでいるので市街地から帰宅するときは通常は七海第2トンネルを出て林道側に右折します。中居南だけでなく中居本町、新町の方もかなり利用される重要な生活道路です。ただ右折する際には昼夜間、対向車にはかなり気を遣い直角以上に角度をとります。夜間なら車はライトを点灯していますが、昼間はトンネル内において無灯火の車はかなり見受けられドキリとした経験が何度もあるからです。また逆に市街地に向かう時は左折し七海第2トンネルに向かうこととなりますが、それでもかなり気を遣います。一番怖いのはバイクが点灯していて後続車が無灯火の場合、バイクの灯火に無灯火の車が重なり車両を確認しにくいことです。過去に何回か事故も起きております。他の6つのトンネルで

も大型車など物資を運搬しているプロのドライバーの車でも無灯火が見受けられます。クロネコヤマトさん、佐川急便さん、郵便局の車両はトンネル内でも点灯してマナーをしっかり守っていらっしゃいます。

道路交通法、第52条の1項では車両などは夜間、日没から日の出までの道路を政令の定めるところにより前照灯・車幅灯・尾灯、その他の灯火をしなければならないと義務化され、政令の定める場合においては夜間以外の時間にあっても同様とする（トンネル内・濃霧時）となっております。

先ほど、町内7つのトンネルがあると発言しましたが、トンネル内点灯と入口・出口、2箇所に表示されているのは小又・七海第1・第3トンネルでした。

穴水トンネルは里山海道から穴水に入る方に、此木トンネルはドコモの方からから侵入する方にそれぞれ片側だけ表示され、七海第2・乙ヶ崎トンネルには表示がありませんでした。表示されていても設置からかなり経過しているようで余りインパクトのあるものでなく、ドライバーに対しての訴求力は弱いと受け止めております。

道路交通法第19条では夜間以外の時間で灯火しなければならない場合、濃霧かかっている場所を走る時は高速道路・自動車専用道路では、その他の道路でも灯火と定められているそうです。参考までに5年毎に実施している自動車類交通量、2015年10月6日24時間測定上下線においては、鹿島地区で小型車3,057台・大型車782台、計3,839台。1時間平均159台。大町地区、今の日産自動車の近くだと思んですけども、小型車3,960台・大型車789台、計4,749台。1時間平均97台。下出は小型車4,594台・大型車940台、計5,534台です。1時間平均230台。なお去年はコロナの関係で、5年ごとに実施しているこの調査は、実施しなかったそうです。警察の方に聞いたところ、トンネル内無灯火の取り締まりについては意外と難しいとの見解でした。トンネル内の照明を明るくしようにも費用対効果の壁があるようなことも聞いております。

質問としてトンネル内点灯の啓蒙活動を行ってほしい。先ほど申し上げたようにトンネル内点灯表示は少しあるが、インパクトがない、非常に汚れておりまして、本当にあまり、見た感じもただ書いてあるな、程度のものでした。トンネルの入口、出口の事故防止やトンネル内通行の歩行者・自転車の接触の防止にもなります。

是非とも、県に働きかけ、はっきりとわかるような点灯の標示を掲げていただきますようによろしくお願いします。

○議長（吉村光輝）

吉田地域整備課長。

○地域整備課長（吉田信之）

お答えいたします。

トンネル内のライト点灯に関する啓発活動につきましては輪島警察署において、交通安全

教室の開催や運転免許の更新の折りに、トンネル内に限らず「早めのライト点灯」や「適切なハイビームの使用」を含めて、安全運転を指導しているとお聞きしております。

穴水町管内には、国道249号に4箇所、主要地方道に3箇所の、石川県が管理するトンネルがございます。

これらのトンネルにつきましては、議員ご指摘のとおり、無灯火で通行する車両を時折、見かけるところでございます。

道路交通法施行令第19条では、夜間以外の灯火義務はトンネル内では、「一般道では視界が50メートル以下、高速道では200メートル以下の場合に灯火の義務がある」と示されており交通事故防止の観点から、ライトを点灯して通行すべきものと考えます。

先般、議員のご質問と同様な要望がございまして、現地を調査したところ、七海第1トンネルについては、看板が設置されておりましたが、七海第2トンネルと第3トンネルにつきましては、設置されておらず、その他のトンネルにつきましても見にくいところがありました。特にカーブなどで見通しが悪く視界が確保されない七海第2トンネル、第3トンネルにつきましては、道路管理者であります石川県に要望したところ、年内には看板を設置する予定であるとお聞きしております。

今後も石川県や交通安全に取り組む警察当局などと連携して安全・安心なみちづくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉村光輝）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

ありがとうございました。確認したいのですが、七海第3トンネルは看板はなかった？私の感じでは両サイドにあるように確認したのですが。ですが、非常にわかりにくいというか、多分あると思います。ただ非常に、点灯の標示があってもわかりにくい。見過ごすというか、是非なんとか骨を折っていただいでですね、お願いしたいと思います。と言うのは、今の中居の私たちは第2トンネルで右折して、山道の方に上がるときに、あそこにカーブミラーがありますよね。あそこも最初の頃見にくかったもので、当時の区長とお願いして、多分行政の方も一緒だったと思うんですけど、少し角度を変えてもらった事実もありますので、そういうことも踏まえて、皆さんにわかりやすい看板をお願いしたいと思います。

最後は、町内のドライバーのマナーについて質問いたします。

私も車の運転もしますが、町におけるマナーの悪い運転にはかなり閉口している1人です。此木の商業施設内では白枠で直線・左折・右折の矢印が示されているのにいきなり方向転換、方向指示器も出さずにいきなり曲がったり、「何だこの運転は」というのも何度か経験しております。私も商業施設内で停車中にぶつけられたこともあります。市街地でも同様です。私も前方の車が危ない運転をしていると察知した時は、かなりの車間をとり運転するよう心

掛けるようになりました。此木の商業施設内ではどちらかといえば金沢や県外ナンバーなどマナーの悪い運転手も見受けられます。ただ市街地では、穴水も含めた近隣の車両が殆どだと思われます。つい最近、東京の池袋で母親と幼児を事故死させた運転手の方に禁錮刑が下されました。

最近が高齢者の運転免許自主返納や高齢者の運転について、かなり厳しい目が向けられています。またドライブレコーダーの取り付け車両も増え、事故やあおり運転などについての強化も進んでおります。事故の多いのは75歳以上の高齢者がかなりの割合を占めているそうです。近年、高齢者の運転免許更新にあたりいろんな試験が実施されております。奥能登の市・町は高齢者も多くまた公共交通の便が悪いため車が重要な足となっております。

そういう状況下で、町民の運転マナーの向上は一筋縄ではいかない問題と認識したうえで発言しております。今議会初日、7日に議員各位に監査委員からの報告で公共交通機関の見直しの指摘がありました。奥能登地域において公共交通機関・自治体との連携なども含めて運転マナーの向上と公共交通機関の接点も見いだせないものかと思ひます。

是非とも運転マナー向上に力を注いでほしいと思っておりますが、お答えください。

○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

○管理課長（小谷政一）

運転マナーの向上についてお答えいたします。

現在行っている交通安全対策の取組としまして、輪島警察署・穴水町交通安全協会・交通推進隊・セーフティドライバーズクラブ等様々な機関が連携し優良運転者・交通功労者・交通功労団体の表彰や春、夏、秋、年末の年4回の交通安全運動期間中のほか、毎月1日、15日に主要交差点等において、朝7時半から8時まで交通推進隊と町職員による街頭指導、商業施設などでの関係機関による交通安全キャンペーンの実施、また交差点付近における街頭指導の強化として、警察と交通推進隊による赤ランプ作戦、これは年間5回行っております。これによる見える、見せる活動高齢者対策として参加・体験型の講習、反射材の普及、運転免許証の自主返納表彰制度と返納者に2万円分のタクシーかバス乗車券の支給を行っております。

また、予定ですが秋の交通安全運動期間最終日の9月30日夕方に主要交差点2箇所において輪島警察署と穴水中学校生徒会、交通推進隊による交通監視キャンペーンを計画しております。

このように輪島警察署や交通推進隊の皆様等をはじめとした交通関係機関の地道な取組のおかげにより、当町では幸い交通事故死者数はゼロが続いております。平成25年10月以来、本日で2,880日を更新中です。

しかしながら、65歳以上の高齢者が占める割合が高くなってきており、事故の被害者だ

けで無く加害者になるケースも増えております。その背景には高齢者の人口増加だけで無く、加齢による身体機能の変化など、高齢者特有の事情も影響しているものと思われまますので、今後とも関係機関とともに高齢者の交通安全対策、運転マナーの向上による交通事故撲滅に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（吉村光輝）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

色々質問させていただきました。適切な答弁ありがとうございました。私も町の色んなことを思って質問したわけで、誤解のないようにお願いします。どうもありがとうございました。

◇

4番 田方 均 議員

○議長（吉村光輝）

4番田方均君。

○4番（田方均）

4番田方均です。一般質問発言通告書に基づき、一問一答方式で質問いたします。

それでは、穴水町男女共同参画推進条例に定められている報告書の公表についてですが、男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、及び社会的並びに文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」であると、男女共同参画社会基本法第2条で定義されております。

この、男女共同参画社会基本法は、平成11年に公布・施行されており、5つの基本理念を掲げ行政、特に地方公共団体の果たすべき役割についても定められています。

穴水町においても、この法律に基づき平成21年に「穴水町男女共同参画推進条例」を制定し、翌平成22年に「穴水町男女共同参画推進計画」を策定しておりますが、この条例、推進計画に明記されていることについてですが、まず、町の推進条例にある、条例第14条の年次報告についてですが「男女共同参画の推進に係る施策の実施状況等について、毎年、報告書を作成し公表しなければならない」とありますが、どのような方法で公表を行ってきたのか、現在まで何回公表してきたのか、その状況をお尋ねします。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答え致します。

穴水町男女共同参画推進条例に基づく、「穴水町男女共同参画推進計画」は、平成22年1月に策定し今日に至っております。

穴水町男女共同参画推進条例第14条に定める報告書の作成・公表であります。推進計画では、施策の体系や計画内容は列記されておりますが、具体的な数値目標が設定されていないため、「穴水町行政改革大綱」実施計画の中で、各種委員会等の女性委員登用率を、令和2年度で20%、令和7年度では25%との数値目標を定め、進捗状況については内閣府のホームページにて公表されているところであります。

○議長（吉村光輝）

田方均君。

○4番（田方均）

どの程度、どういうふうにとということをお尋ねしたんですが、具体的にちょっと、理解できないんですけど。問題を提起したのは、公表に当たっては細部についてどんなふうに、ホームページを利用して、町民の目にすぐつくように、そういった在り方とか含めて、再度よろしくをお願いします。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答えいたします。

町の推進計画の中で定められております、色々な取り組み内容等につきましては、毎年、穴水町男女共同参画推進委員会の中で委員の皆様へ報告しております。なお、公表につきましては、先ほど申したとおり、数値目標等を今のところ公表しておりまして、どういう取り組みをしたか、ということについては公表していません。

○議長（吉村光輝）

田方均君。

○4番（田方均）

これからもう少し細かく皆さんに通知出来るようによろしくお願ひいたします。

次に、穴水町男女共同参画推進計画に書かれている内容でございますが、推進計画の中にある計画の推進体制について「庁内男女共同参画推進委員会」の構成と開催状況及び関係各課の男女共同参画推進委員会委員の配置状況はどの様になっているのでしょうか、お聞かせください。本計画が策定された後で、役場内での各課においての主催している各委員会及び各種会議等での男女の構成比率がどの様に改善されたのか年次別に具体的な成果をお示しください。穴水町男女共同計画が大変素晴らしく、立派なんです、報告をお願いします。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答え致します。

庁内の役場組織内に置きます、男女共同参画推進委員については特に配置をしておりますが、教育委員会事務局が、各課から毎年男女共同参画に関わる施策の取組状況について情報収集し、推進計画の進捗管理を行っており、町社会福祉大会や文化祭での取組みを始め、町民を対象とした普及啓発活動の状況について、「男女共同参画推進委員会」にて報告を行っているところであります。

また、各種委員会等での女性委員の構成比率であります、平成28年度で14.7%、平成29年度で16.1%、平成30年度で15.2%、令和元年度で16.5%、令和2年度で16.0%となっております。

○議長（吉村光輝）

田方均君。

○4番（田方均）

次に、この推進計画が策定されてから、10年以上が経過しておりますが、石川県内の各市町においては第2次、第3次の計画が策定され、その理念の促進を強く図っているところでありますが、当町においても、新たな計画に社会情勢等を鑑み、予想される環境の変化や課題について、より積極的に男女共同参画社会の更なる推進を図ることが重要であると考えます。

今後、本町の男女共同参画推進計画の見直しをする予定がありますか。あるとすると、いつでしょうか。

社会情勢の現状において、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響、法律や制度の整備・働き方改革等、デジタル社会への対応、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流等々ありますが、これらを踏まえた新たな推進計画を早急に策定すべきと強く思いますので前向きな答弁をお聞かせください。

国においては、第5次男女共同参画基本計画が策定されておりますが、この計画内容に則したものに直す必要があると思うところであり、また計画期間についても社会経済情勢の急速な変化や施策・事業の進捗状況に対応するために、5か年を目途としたものが望ましいのではないのでしょうか。

穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略が5か年計画で策定されておりますので、その計画内容にも則した内容として調整を行う必要があると考えますが、如何でしょうか。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答え致します。

男女共同参画社会とは、先ほど議員にお示し頂きましたとおり、男女共同参画社会基本法第2条により定義されております。

石川県におきましては、昨年度、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とした、「いしかわ男女共同参画プラン2021」が新たに策定されたことから、今年度、「穴水町男女共同参画推進計画」を全面的に見直し、新たな計画策定に向けて作業を進めているところであります。

計画策定にあたっては、基本法を遵守し、県の計画や「穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の事業も加味しながら、数値目標を定めた計画を策定して参ります。

○議長（吉村光輝）

田方均君。

○4番（田方均）

ありがとうございます。

今、何故このような質問をしたかという、先日のオリンピック・パラリンピックを見て色々考えることがありまして、男女共同参画の内容が悩みを解決するような施策というか、そのように感じましたので、それをきちんとやっていただきたい。この推進計画の男女共同参画の実現に向けて、他の市町村に比べると緩いようなので、地道にやっていかなければならないし、目標を立てても立派な計画なのでなかなか進んでいないのかなと思い、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（吉村光輝）

2番湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

2番湯口かをるでございます。

それでは通告に基づき一問一答で質問をさせていただきますのでお願い致します。

始めに、今後の学校・子育て施設のコロナ感染強化対策についてお聞きします。

石川県内において新型コロナウイルスに感染する児童が増えてきていることを受け、先般県の教育委員会は、臨時の学校長会議を開き、校内での感染リスクが高まる中、教職員一丸となって学校運営に当たり、2学期に向けて対策を徹底するよう呼びかけたようであり、県のコロナ対策本部会議でも、児童生徒に感染が広がっているのも、新型コロナウイルス第5波の特徴であり、10歳未満の感染が大幅に増加傾向にあるとの報道でした。

2学期に入り、児童・生徒達は、学校での集団生活の中にいます。当町はこれまでも学校や子育て施設などに、コロナ感染予防の様々な支援や対策を実施してきましたが、現状においてコロナの終息の先が見えない中で、今後さらなる感染の拡大が心配されます。連日、防災無線からのコロナ感染防止対策の呼びかけは、時には緩みがちになる私たちへの有り難い警鐘となっていると思います。

子どもにも新型コロナウイルス感染の拡大が心配される中で、隣接の市町では、保育所内の感染リスクを低減し、保護者がより安心して子どもを預けられる環境を整えるために、保育室の床や壁、遊戯室、遊具などに医療機関での導入実績がある抗ウイルス加工を施す取り組みや、公立保育所内では、職員が遊具の消毒を1日2回以上実施したり、3歳以上の園児にはマスクを徹底させ、座席は対面しない配置にする等の対策をしているとのことであります。

また、小中学校では、教室内での感染防止対策を強化するために、各教室に教室内の換気をするための、空気除菌装置や換気用の網戸を設置するなどの対策を検討しているようですが、当町では今後の新型コロナウイルス第5波の特徴とされる子どもへの感染防止対策強化の検討や計画についてお尋ねします。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

学校施設でのコロナ感染症対策についてお答え致します。

新型コロナウイルス感染症につきましては、デルタ株への置き換わりが進む中で、全国的に新規感染者が急速に増加し、県内においても、蔓延防止等重点措置が適用され終息に向か

う兆しが見えない状況が続いています。

特に、今回の感染拡大の特徴として、小中高生への感染拡大が顕著であり、その多くが家庭内感染経路となっております。文科省の報告によりますと、小学校での家庭内感染割合が78%、中学校では64%となっている状況であります。

感染予防には、3密の回避、感染リスクの高い5つの場面の回避、マスクの適切な着用、手洗いの徹底等が有効とされています。

これまでの感染防止対策としては、家庭での毎朝の検温、顔認証体温検知カメラの設置、定期的な校舎内の消毒作業の実施や手洗い場の自動水栓化等の対策を行ってきたところであります。

新学期を迎え、国のガイドラインを踏まえ、これまでの対応策の徹底や緊張感をもって教育活動を行うよう、各小中学校に指示するとともに、保護者の皆様にも、ご家庭内での感染予防の徹底をお願いしたところであります。

児童生徒の学びの場が失われることにならないよう、学校・保護者の皆様と一致協力しながら、今後とも対応して参ります。

○議長（吉村光輝）

荒木ふれあい福祉課長。

○ふれあい福祉課長（荒木秀人）

子育て施設のコロナ感染症対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づき、保育所・放課後児童クラブ・子育て世代包括支援センター等に機会あるごとに、対策の徹底について、指導及び確認を行っているところであります。

具体的には、保護者の送迎時の体温確認・消毒・マスクの着用、児童の入園時の検温・消毒、遊具の使用ごとの消毒、定期的な確認、職員の体温測定・消毒・体調管理等について、毎日、基本的な感染症対策を行っているところでございます。

昨年度来、コロナ対策として空気清浄機・除菌脱臭機・非接触型検知器等備品類の購入など対策を講じておりますが、加えて、ご提案致しました9月補正予算におきましても、感染症対策のための顔認証体温検知機等の購入費について、計上させていただいているところでございます。

今後とも、保育所等の職員、児童等に対して、感染症対策の徹底について指導するとともに、園を通じ保護者の皆様に対しましても、家庭内での感染対策の徹底を呼び掛けるなど、児童の安全の確保と保育等の現場における感染の防止に努めてまいります。

○議長（吉村光輝）

湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

それぞれにいろいろ対応いただいているようで、ありがとうございます。

家庭内の感染が施設や学校で広がると大変なことになるんですね。わからないのですから、見えなからコロナは。それで、発生すると休園や休校が始まりまして、保護者は子どもを見なければならぬので、仕事を欠勤しなければならぬ。医療機関は逼迫してくる。そういう事態が発生しないように、ぜひとも強力な対応をお願いいたします。ありがとうございました。

次に、通学道路などの安全強化対策についてお尋ねいたします。

6月28日に千葉県で、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5人の児童が死傷する痛ましい交通事故は、私たちの記憶に新しいところだと思います。

トラックの運転手は飲酒運転で、交通規則さえ守っていればと思うと、本当に胸が痛みました。加害者も被害者も一瞬にして不幸にしてしまうのが、交通事故であります。この大惨事となった通学道路には、歩道の整備がされていなかったようであります。

このような悲惨な交通事故が発生するたびに、国は各自治体に通学路の総点検を行うよう指示を出してはいますが、私はなぜこのように大きな犠牲を伴わなければ、交通事故への安全対策が検討されないのか、とても残念に思います。各自治体で確認された危険箇所は、その後計画的に改善されてきているのでしょうか。

かつて、総務大臣や鳥取県知事を務められ、現在早稲田大学大学院教授の片山善博氏は、生活道路の安全性について「命の重み整備の基に」と言っておられます。

当町では、市街地や集落の国道沿いは、通学する子どもや高齢者の安全な生活道路の確認がされているのでしょうか。

私は平成28年9月議会で、国道249号線の整備促進について一般質問をさせていただきました。地域からの要望事項でもある乙ヶ崎地内や、川尻地内の道路の拡幅整備は完了されていますが、川島地内七海第1トンネル周辺の道路の拡幅拡張や、中居下出地内の急カーブは、いまだに改善されていません。

七海、北七海、麦ヶ浦地区は、町立穴水小中学校の校区地域であり、現在町が実施している通学定期券補助事業の対象外区域であります。通学道路となる国道249号線には車道と歩道との縁石整備がされておらず、現在まで4件もの交通死亡事故が発生しています。

また志ヶ浦地内の第2望洋台バス停からの、のと鉄道の踏切を横断する道路は、道幅が狭く傾斜があり、利用する住民には安全な生活道路でしょうか。

一昨年開通した越の原インターと市街地へのアクセス道路は、大きな利便性をもたらしてはいますが、道路が改良されて通行車両が増えてくると、生活環境が少しずつ変化して、そこで生活される住民の方々の、道路の安全性の確保などが求められてきます。

バリアフリー等を考慮した歩道の整備や横断歩道の整備、また道路沿いの雑草や立ち木を除去した歩道の確保など、安全性に配慮した生活道路の整備は、町民の命を守るための大変

重要となる道路の安全対策だと思いますが、町の見解をお尋ねします。

○議長（吉村光輝）

吉田地域整備課長。

○地域整備課長（吉田信之）

お答え致します。

本町では、児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のため、関係機関が連携し、継続的に安全対策を実施するため、「穴水町通学路連絡協議会」を平成26年に設置しております。

構成員は、学校関係者、道路管理者、警察関係者、交通安全関係者等、計10名で構成されております。

当協議会では、毎年8月の夏休み期間を利用し、これまでの改善要望箇所の対応状況の確認や、新たな対応を要する危険箇所について、協議会メンバーと現地確認の上、関係機関へ改善要望を行い、児童生徒の通学路の安全確保に努めているところであります。

次に道路改良についてでございますが、国道249号線の道路改良については、石川県において、本町からの要望と交通実態等を踏まえ、必要性の高い箇所から順次整備を進めておりまして、中居下出地内では、急カーブの解消に向けた道路改良が事業化され、現在、測量設計を進めているところであります。

その他の未着手箇所につきましては、引き続き石川県に対し重点要望事項として要望してまいりたいと思っております。

また、第2望洋台バス停付近の踏切道路につきましては、町が管理する町道であり、議員のご指摘のとおり、踏切箇所におきましては幅員が狭く、未改良部分でありますので、鉄道管理者でありますJR西日本や、のと鉄道とも協議しながら、安全対策について検討したいと思っております。

○議長（吉村光輝）

湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

いろいろと手配いただき、ありがとうございます。

県の管轄の案件につきましては、要望し続けなければしていただけない部分だと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

最後に、貴重な文化財の保護対策についてお伺いします。

穴水町は、古来より奥能登の玄関口にあたり、陸路と海路が交錯する交通の要所で、波静かな七尾北湾は、古くから様々な文化を育みながら当町の歴史を織りなしてきたことが、穴水町歴史民俗資料館長家資料館のパンフレットから読み取ることが出来ます。

昭和49年に、穴水町の歴史を総合的に調査・研究し、散逸しがちな歴史的・文化的資料の収集や保存を目的とした、穴水町歴史民俗資料館が、国や県の補助を得て完成しています。

一昨年、穴水公民館主催の穴水町歴史講座を受講し、「戦国の合戦と穴水城」「万葉集と穴水の世界」、「能登天領と穴水地域」をテーマに、講師は当町にお住まいの、金沢学院大学名誉教授・東四柳史明氏の熱弁によるものでした。私は資料館に出向き「穴水町史」を探しましたが、見つからず、係員に尋ねますと、現時点で穴水町史は編纂されていないと言われました。館内には数々の古文書や資料、町内各地からの出土品を始め、遺物が展示されています。当町では、長年にわたり長谷部まつりが町民に愛されてきました。でも私たちは祭りの主役である長谷部信連の歴史についてどれほどの理解を持っているのでしょうか。県の指定文化財となっている長家文書は、目録1,721点と膨大な資料で、中でも信長文書10点以上を保管している施設は、全国でも2ヶ所だけのようです。

先般開催の穴水町埋蔵文化財調査委員会では、町内での埋蔵文化財包蔵地の取り扱いについて、考古学専門家の皆様方のお話を聞かせていただきました。

穴水町は、区域内の開発事業に伴う埋蔵文化財や史跡の保存を図るために穴水町文化財保護条例第20条の規定により、穴水町埋蔵文化財調査委員会が設置されていて、教育委員会の諮問に応じて、埋蔵文化財及び史跡の保存調査事業等の実施に必要な事項について連議するとなっています。

数々の文化財を後世に伝えるための課題として、文化財専任の職員の配置、埋蔵地を示すための埋蔵文化財包蔵地標柱の設置、開発に関する各課や開発事業者に定期的に文書を配付して注意を促すことが必要だとなっています。私は以前、会議の中で、由緒ある品々が資料館の中で眠ったままであるが、文化祭などに展示して鑑賞していただく取り組みが出来ないのでしょうかと、質問した折、布施教育長から文化財を取り扱うには専門員が必要との回答をいただきました。また、平成28年の3月議会には、文化財等の保護を観光に活かす取り組みについても一般質問をしております。町内のあらゆる文化財等は、長年の歴史の中で培われ先祖から伝承し、後世に引き継いでいかなければならない穴水の貴重な財産ではないかと思えます。

考古学や文化財保護などには、高い専門的な知識が求められてくるものと思いますが、幸い当町には考古学や文化財保護に関する立派な専門学者が在住されておられます。

古来より、地理的にも恵まれた古い歴史を持つ当町だけの、かけがえのない歴史や文化を、後世に伝えるための管理運営の整備の必要性と編纂されていない「穴水町史」の編纂について、町の見解をお尋ねします。

○議長（吉村光輝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

それでは文化財についていろいろお答えさせていただきます。

文化財は、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であると認識しております。

本町での指定文化財は、国指定重要文化財・建造物が1件、県指定文化財が7件、町指定文化財が65件現存しているところであります。

しかし、町指定の65件のうちの殆どが民間所有物であります。

また、埋蔵考古物の一部の重要なものにつきましては歴史民俗資料館に展示してあります。

したがって、標柱設置につきましては、湯口議員がお関わりになった西川島遺跡につきましては、開発調査された範囲はごく一部であり、遺跡埋蔵指定地は広範囲にわたっており標柱設置は困難であると考えます。

また、開発事業の申請があった場合、その範囲の一部を石川県の責任で照査することになっておりますし、遺跡埋蔵指定地は開発にも一定の制限がかかり、自由に開発することが不可能になります。

したがって、指定された地域は土地の価値が下落することにもなります。

そのように考えますと、指定された地域と周辺地域が固定資産課税の標準価格が同じでは不平等が生じることになります。

そもそも、遺跡埋蔵の指定地をどのような根拠で広範囲に指定したのか、その基準となる資料は残念ながら存在しませんでした。

時には発掘調査した折に、貴重な埋蔵物が発見されることもあるとは思いますが、議員ご承知の通り、今回の調査の折りにどのような埋蔵物があると予想されるのかを担当職員に尋ねたところ、茶碗の欠けらか、貝殻だろうと言われ、その様な物が貴重な埋蔵物かとガッカリしました。結果は議員ご存じの通り、何も出ませんでした。

埋蔵物は文化財としては非常に貴重なものだと言うことは承知はしておりますが、しかし考古学的、産業的、税制などから幅広く考えた上で、埋蔵物については考えなければならないと思っています。貴重な文化財を後世に引き継ぐためにも、埋蔵文化財等の保護調査業務は重要であることから、それに携わる専門の調査員等の育成は必要不可欠であると認識しているところであります。今後人材の確保に努めて参りたいと考えております。

また、貴重な資料の展示観覧についてであります。昨年度、穴水町の日展作家であります、川岸要吉先生の遺作品54点が川岸家から町に寄贈されております。

併せて、歴史民俗資料館には、書の大家である、青山杉雨先生の作品も展示・保管されていることから、本年度、町民の皆様に貴重な作品に親しんでもらうため、特別展を開催する予定となっております。

次に、後世に伝えるために管理運営整備の必要性についてであります。まずは、小・中学校で実施している「ふるさと教育」の一環として、町の歴史や文化財にふれ合う機会を増やせればと考えております。

一方、「穴水町史」の編纂であります。長期にわたる調査期間と多額の編纂費が必要な

ことから、町政75年や100年などの記念すべき区切りの時期に考えればと思っております。

町政50周年を記念して「穴水町の歴史」が、平成16年11月に発刊されておりますので、穴水町の歴史を振り返るための資料に十分なり得ますので、町史が編纂されるまでの間しばらく辛抱をお願い致します。

○議長（吉村光輝）

湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

いろいろとご配慮いただき、ありがとうございます。

せっかくの民俗資料館が保管している、その中のいろんな貴重な財産が保管されているだけだったら非常に残念に思われますので、どうぞ一般町民にもご披露いただいて、穴水町の歴史を感じ取っていただけるような対応をお願いしたいと思っております。

これで質問を終わります。

◇

5番 山本 祐孝 議員

○議長（吉村光輝）

5番山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

5番山本祐孝です。

通告に従いまして、一問一答方式で質問をいたします。事前に質問の通告をいたしておりますが、答弁の内容により、関連する事の再質問をする事、また答弁者以外の執行部関係者に答弁を求める場合もあることを、事前に通告いたします。

また、事前に通告書を提示いたしておりますが、質問内容の趣旨に変更はございませんが、一部、表現及び文章の変更、追加のあることを併せて通告いたします。

それでは、通告に従いまして、順に質問をいたします。

1点目は主要地方道能都穴水線内の椿崎地内の道路改良工事の要望についてお聞きいたします。

この件に関しては、令和元年に石川町長はじめ関係各位で県庁に谷本知事と県土木部長に陳情をいたしたことであります。

本年の7月24日には鹿波バイパスが完成いたしました。

私も、開通後立派な道路を通行いたしました。途中の岩車から鹿波バイパス手前である、椿崎地内の約900m間の幅員が狭く、一部に車両の交差箇所もありますが、通勤、通学、定期路線バスの通行に支障をしたしてしております。

鹿波バイパスの開通を機に、引き続き能都穴水線の道路拡張整備を要望いたしますが、石川町長の考えをお聞きいたします。

○議長（吉村光輝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

お答えいたします。

主要地方道能都穴水線は、能登町鶴川地内から穴水町の比良地内までの海岸線に沿った道路でございます。

平成17年にのと鉄道が廃線となったことから沿線住民の交通手段として大変重要な役割を担っております。

これまでに幅員の狭い箇所や急カーブの箇所を重点的に1.5車線の整備として106箇所を整備したほか、観光ルートの施設として、鹿波寄り道パーキングも設置しております。

ちなみに、この106箇所というのは、当時69箇所の車線を1.5車線化で対応して、それで県の仕事は終わりだと聞いておりましたが、その後106箇所まで1.5車線で対応していただいております。更に今後、用地が確保できたところあるいは住民の強い要望があったところから、順次県の方をお願いして工事に取り組んでいただきたいと思います。

また、ご承知のとおり、主要地方道能都穴水線の鹿波バイパスにつきましては、石川県が平成8年に一旦着手いたしました。

用地の確保が困難な箇所があり、中止が余儀なくされておりましたが、平成26年8月に再度事業化され、今年7月24日に供用開始となったところでございます。

ご質問の椿崎区間につきましては、当該地区の沿線において、移住・定住人口の増加により町内会が形成され、さらなる人口増加が見込まれる地区であり、道路交通網の改善が必要だと認識しており、加えて、地元住民からの強い要望もありますので、県町長会や能登総合開発促進協議会などを通じて要望をしているところでございます。

本線が早期に事業化できるよう県に対して様々な機会をとらえて要望活動に取り組んで参ります。

○議長（吉村光輝）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

よろしく申し上げます。来年度また当初予算で県の方で調査費が着くようであれば、よろしく申し上げます。

次は2点目に移ります。2点目は住吉公民館の高潮対応についてお聞きいたします。

8月8日、台風9号の影響で高潮注意報が発表され、満潮と重なり、過去に例のない、海水の水位の上昇があり、海岸付近の水田をはじめ、関係施設の高潮被害が発生したと考えられます。

特に、住吉公民館駐車場では、高潮による海水が付近の排水溝より流入し、正面駐車場及び町道等が一面、海水に覆われ、一時通行止めとなりました。

過去にこのような状況には見聞きしたことはなく、初めてかと思えます。このことは、気候変動による異常気象の始まりかと思われま。

そこで、現在の住吉公民館の立地条件場所は適切ではなく、私がこれまでの議会一般質問で、公民館の移転、新築を要望し、住吉区長会より町に要望と陳情をいたしております。

改めてお聞きいたしますが、早期の対応が必要と考えますが、隣接の中居鋳物資料館も含め、考えをお聞きいたします。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答え致します。

高潮についてであります。地球温暖化の影響により、従来気温の上昇や台風の強度により、海水の膨張や氷河の融解が進み、海面が上昇することが高潮発生の一因と言われております。

このような現状下におきまして、住吉公民館周辺での高潮被害については認識しているところでありますが、公民館等の移設・新築に関する対応については、先の3月定例議会において、副町長よりお答えしたとおり、これまでの経緯や実情を踏まえ事業化する場合には、単に建て替えに止まらず移設も必要となるなどの課題もありますので、財政見通しとともに、当該施設に対する評価と将来的な方向性を含め、検討させて頂く必要があると考えますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉村光輝）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

ありがとうございます。毎回答弁されているがもっと財源面的な問題を含めて、踏み込んだ、当初予算にもかかってくるので、もうちょっと前向きに対応していただきたいと思いま

す。

3点目は町職員の定員管理の数値目標についてお聞きいたします。

まず、職員定数条例の第2条で合計430人と定めています。

行政改革により、令和2年度の合計では、職員数が260人とあります。

広報9月号の町職員の普通会計部門で令和7年度までの目標値が出ておりますが、町の人口減少を考えた場合、その必要はあるのか、考えをお聞きいたします。

○議長（吉村光輝）

北川総務課長。

○総務課長（北川人嗣）

お答えいたします。

穴水町における普通会計の職員数は、平成17年4月時点で128人、病院会計などの公営企業部門を含めると、全職員数は375人でありました。

平成18年に石川町長が就任後、行革大綱の一環として策定した「定員適正化計画」に沿って採用の抑制、勸奨による退職、業務委託の推進などにより、人員配置の効率化が図られ、令和3年4月1日時点では普通会計職員は99人、全職員数では259人となっております。この16年間で普通会計職員で29人減、率にして22%、病院などを含めた全職員数では116人減、率にして31%の削減が図られたところであります。

また、現在、全国の自治体の類似団体と比較しても普通会計で11人、率にして10%少ない人数となっております。

しかしながら、近年は超少子高齢化の一層の進展や地方分権の推進、さらにはデジタル化社会への対応など、行政需要が大変複雑化高度化しており、ますます職員1人当りに対する負担が大きい状況にあります。

今回、令和7年度における普通会計の数値目標を現在より6人多い105人といたしておりますが、この数値につきましては、類似団体との比較を参考にしつつ、単に人口規模だけではなく、今後の業務内容や仕事量、そして災害時の対応などを考慮した数値目標となっております。

具体的には、今年度開設した子育て世代包括支援センターなどの子育て支援業務等に当たる保育士や保健師、デジタル化に対応した情報技術職員、さらには大規模災害などに対応できる土木技術職員などの増員について想定しており、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉村光輝）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

ありがとうございます。今ほど課長の答弁で類似団体を基にされている。具体的に採用の職種お聞きしましたけども、ようはこれから採用される時は、優秀な人材の確保を。単なる頭の数を採用するのではなく、私も立派なものではないですけど、学力の他に人格など色々な面を見込んで採用していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に4点目の質問に入ります。4点目は移住のためのサポートについてお聞きいたします。

特に、すでに町内に移住されている方々とのトラブル等の問題が発生した場合の町の対応をお聞きいたします。

問題点は移住者と周辺住民との関係、町内会とのトラブル等が考えられますが、その場合の町の対応をお聞きいたします。

○議長（吉村光輝）

中瀬観光交流課長。

○観光交流課長（中瀬寿人）

お答えします。

町の最重要課題に位置づけしている人口減少を抑える施策として、町有地の無償分譲「穴水ニュータウン」事業や、最高200万円を補助する「定住促進奨励金」事業など、移住者にとって魅力ある施策を実施し、移住者の増加に力を傾注しているところです。

近年は、コロナ禍により都市部から地方への移住を検討する若い世代が増えているとの統計もあり、移住定住施策は今後も継続して、様々な戦略をもって推進していく必要があると考えております。

本町に移住を考えている方々には、町移住定住促進協議会サポートセンターにおいてワンストップの窓口を設け、電話や対面の他、メール、オンラインなど、様々な方法で相談を受け付けております。

相談の内容は、町の環境や移住者向け支援制度、町内会の有無など多岐にわたりますが、知らない町にこれから住もうと考えている方々の不安を少しでも取り除くため、親身に対応することに心掛けているところであります。

議員ご質問の、住民とのトラブルの対応についてであります。ある区長さんからは、「町内に来た移住者の方は、地区の活動にも積極的に参加してくれ、非常に喜んでます」といった声を頂く事があり、今のところ移住者とのトラブルのご相談はありません。

しかしながら、日々変化する環境のなか、移住後も安心して生活できるよう相談体制を強化する事や、町内会を始め地区の皆さんが移住者を暖かく受入れてくれるような地域づくりに努めるなど、トラブルを未然に防ぐ上でも大変重要と考えております。

町に移住し穴水町民となった方々も、うまく地域に溶け込んで生活されているものと推察するところから、今後も従前にまして、満足行く移住施策を推進して参りたいと考

えております。

○議長（吉村光輝）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

課長、ありがとうございます。今ほどの答弁によると、トラブル・相談などの報告は聞いていないそうですが、私は色々聞いております。この席上、本会議では特定の名前は申しませんが、詳しいことはまた改めて、常任委員会で話しますけども。町のホームページを見ますと、受け入れは立派な宣伝をしていますが、受け入れた後の移住して、定住して、その方を訪問してその悩みなどをいろいろ聞いていただきたいと思います。あるところではすでに、「穴水に帰らん」とそういう方もいますので、別の機会にまた調査・検討してください。

5点目は特定公共物についてお聞きいたします。

数十年前に旭ヶ丘開拓地に稲作用水田確保のため、当時の農林省が川尻地内で川尻川を中心に水量を確保して、大型のポンプ場を設置し、旭ヶ丘地区に送水しておりましたが、現在は稼働しておらず、関係施設及び付帯設備もそのままであります。当時の管理組合も存在が不明の状態であります。

このことは景観及び防犯面で問題であります。いつまでもこの状態を放置しておくのか、調査をして解体撤去まで可能なのか、町の対応をお聞きいたします。

○議長（吉村光輝）

吉田地域整備課長。

○地域整備課長（吉田信之）

お答えいたします。

川尻地内の土地改良施設についてですが、昭和30年代に国営の開拓事業によって建設されたもので、建物の中には、灌漑の為のポンプ及び機械設備が入っております。

ご指摘のとおり、現在は管理組合も不明であり、当該施設を長年使用しておらず使用不能な状況にあると認識しており、建物も劣化し防犯面において撤去することが望ましいと考えております。

しかしながら、当該施設の撤去にあたっては、建設当事者の農林水産省の了承を必要とすることから、財産処分の方法について協議を重ね、撤去に向けて検討してまいります。

○議長（吉村光輝）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

課長、ありがとうございます。

この件に関しては私も川尻の区長の立場というのもあるのですが、いずれにしても、これらの開発にかなり、億の単位の投資をしたと思います。今こちらに在籍している課長さん方、ひょっとしたら山岸副町長がご存じかなと思います。いずれにしても、かなり国県町中心のプロジェクトだったと思います。そういうことも含めて、また詳しいことは委員会で質問しますので、よろしくをお願いします。

以上で5番山本の質問を終了いたします。

○議長（吉村光輝）

ここで、10分間休憩といたします。

（午後3時27分）

（休 憩）

（午後3時35分再開）

○議長（吉村光輝）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇
7番 伊藤 繁男 議員

○議長（吉村光輝）

7番伊藤繁男君。

（7番 伊藤 繁男 登壇）

○7番（伊藤繁男）

7番伊藤繁男でございます。

私は、心から世界の平和を望み、町民の幸福を願い、わが町の発展に尽くして参ります。今日は貴重な一般質問の機会を賜り、厚く感謝申し上げます。

至らぬ点は、厳粛なる議場にご列席の皆様、ご賢察とご寛容のほど、よろしく願いいたします。

まず、本論に入る前に、先の6月定例会における私の発言の訂正のようなことを申し上げ

ます。

それは「生徒数1,000名を超える金沢市立泉小学校・中学校」を言うところを、「100名」と言ってしまったようなのです。

今では一般質問の様子がスマホで見られますが、どうもよく聞いていると、「100名」と言っているようなので、神聖なる議場でもし間違ったのであれば1,000名に訂正し、お詫び申し上げます。

ツールの進歩と言いますか、スマホで議員の様子がわかる時代になりました。

そこで余談ながら申し上げます。

若者はスマホの扱いが上手だろうと思いますので、是非、YouTubeで一般質問を見ていただき、新しい人には次代を担って、取って代わる気概で、積極的にわが町の議会議員に立候補されることを強く望みます。

候補者の選挙費用の一部は公費から出るようになりました。

昨年、選挙公営の法律が改正され、負担が軽減されることになったのです。

本町の議員の平均年齢は、石川県内で一番高く、穴水町の将来にとって、非常に憂慮される事実であると、私は思っています。

それでは、2項目について、全問一括方式で、端的・率直に、微力ながらも質問或いは提言をさせていただきます。

執行部におかれましては、簡潔・的確にご答弁願いたいと思います。

まず、1項目めは観光案内板の設置についてであります。

地域によっては、結構観光あるいは交流人口が増えているところがあります。それは、諸橋地区の沖波であります。

皆様ご承知の通り、文化庁の日本遺産に認定された「能登キリコ祭り」の本町の代表例として、町・県へパンフレット類に必ず案内されている「沖波大漁祭り」を始めとして、シーズンに整備される町内唯一の「立戸ノ浜海水浴場」や、近来、かつて石川県知事賞を受賞されたお方が、白山市から来町され、「いしかわ花と緑の里」の花壇を開園されています。

また、沖波出身のお方が「沖波海辺のバラ園」を開園されて、町外から大勢の愛好家が沖波へ訪れています。

ところが町外から来るときに、川尻あたりや沖波の近くで迷ったり、或いは遠回りしてやっとたどり着くお客様がおられるのです。

カーナビの普及があるとは言え、どういう訳か、例えば岩車や鶴川から来られるお客様もいるとのこと。

そこで、広域はさておき、せめて山中の東山の住吉神社近辺に、観光看板を設置していただきたく、要望する次第であります。

これは新過疎法にもつながる事業の一環でもあり、沖波への道案内をもっと大きくしていただきたいと存じ上げます。

キリコの運行が綺麗にそろって、勇壮な「沖波大漁祭り」の時には、担ぎ手として大学生

も多く加勢に来られ、中にはバイクを使われる学生もいます。

詳しくは担当課の方で沖波地区の区長や関係者にお尋ねくださればいいかと思います。

執行部におかれましては、本件について積極的に検討されて、聡明なるご判断をいただき、わが町の進展につながるご所見を承りたく切望する次第でございます。

2項目めは過疎対策についてであります。

このテーマは、私が常に意識している、わが町の最重要課題であります。「過疎化」という言葉は、私の記憶では瓦力先生が国会議員に立候補された頃から盛んに叫ばれるようになったと思ひ出します。

それもそのはずで、昭和45年に最初の過疎法ができ、その後、過疎3法となり、自立促進法にかわり、それが議員立法で継続されてきました。

そして、今年度に新過疎法として成立しました。

私は、本町の現状を知るにはとつても便益な資料として「自立促進計画」を側に置き、読み返していました。

特に成果が上がらない、達成されていないことがよく見えてくるのであります。

成果が上がらないと言うことは、それだけ大変な難題だとも言えるのです。

皆様ご存じの通り、以前に「過疎対策推進ビジョン」を策定されたことがあります。

そのときの人口は、約9,400人であり、今は約7,800人ですから、8年間で1,600人の減少です。

更に新過疎法は10年間の時限立法であります。令和13年春頃には、5,800人ほどと推計されています。平成25年よりも3,600人の減少であり、減少率は38.3%です。

この状況を小売業に例えれば、売上高約40%減少では、営業を継続できない危機的状況であると言えます。

たった10年先のことですが、新法の標語「持続的発展」は夢幻のごとき有様であると予測されます。

そういう中で、新過疎法に基づく持続的発展計画(案)が議決事項として、ポンと卓上配付されました。

あつけにとられて、事前説明や委員会設置の必要性の有無はさておき、わが町の将来にとって大変重要な計画であります。

前の計画と余り代わり映えしないものですから、ポンと出されたのかもしれない。

それにしても、この計画の議決は各人の問題意識にかかわらず重要議案であります。わが町の最重要課題を、この議場で議論してこそ、議会の存在意義が高まるというものです。

これについて、私のくだらない愚考を具申したら、きりがありませんので、執行部として、過疎対策に関わる穴水町の将来ビジョン及び計画について計画案が提出されたのですから、ご説明いただきたいと存じ上げます。

以上、本件について長期的な視点と洞察を持って、わが町の未来を切り拓く、賢明なる御

所見を承りたく、熱望する次第でございます。

今回は2項目について質問、或いは提言させていただきました。

執行部は何かとご多忙のことと存じ上げますが、真剣にして賢明なる御所見を承りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上で、舌足らずでございますが、お聞き苦しい点などお許しいたしまして、7番伊藤繁男の一般質問を終わります。

ご寛大にご静聴いただき、誠にありがとうございました。

○議長（吉村光輝）

中瀬観光交流課長。

○観光交流課長（中瀬寿人）

観光案内看板についてお答えします。

町外から訪れた方々の案内としては、幹線道路の主要な交差点において、道路管理者が設置している道路案内標識、いわゆる青看板と申しますか、や、観光部局が設置している観光案内看板そして公式サイン等があります。

各観光施設の案内として、その施設周辺に公式サインや施設独自に設置した看板が存在している所も有ります。

これら案内標識により、主要な交差点においては大まかな方向を示し、各観光施設に近づいてからは、施設案内看板等で誘導しているところでも有りますが、議員ご指摘の沖波地区については、他の観光施設周辺も含め、観光客の皆さんが迷わず、かつ分かりやすく目的地に到達出来るよう、どこに、どのようなものを配置、掲示していくかを、前向きに検討して参りたいと考えております。

○議長（吉村光輝）

宮下企画課長。

○企画課長（宮下謙二）

2項目めの、過疎対策についてお答え致します。

まずは、今回の「穴水町過疎地域持続的発展計画」の策定に至った経緯とスケジュールについて報告させていただきます。

これまで、平成27年12月に策定した「穴水町過疎地域自立促進計画」に基づき推進されてきた施策が本年3月を持って終了し、今年の4月1日に施行された特別措置法により、今回の持続的発展計画を策定することとなりました。

本計画は、これまでの計画を継続しつつ法により新たに追加された事項について現状と問題点を検討し、その対策に資する事業を追記し持続的発展的な過疎対策に向けた、今後5年

間の実施計画を示すものです。

法の施行と併せて国から計画の作成例等が示され、県において計画の基礎となる「石川県過疎地域持続的発展方針」の策定に入り各機関からの聞き取り・意見の聴取を行い、7月下旬に各自治体に県の方針が示されたところであります。

それを受け、町として各課と協議を行い策定した計画案を8月中旬に石川県と協議を行い、併せて町民、町内に通勤・通学する者又は本事業案の利害関係者を対象に8月下旬までの意見の募集を行いました。

8月24日付けで県からの計画案についての同意を頂き、募集したご意見も無かったことから、9月2日の全員協議会において本計画案を提示させて頂いたところであります。

この間、タイトなスケジュールもあり町民の皆様や議員の皆様に十分な閲覧時間及び説明不足があった事について、この場を借りてお詫び申し上げます。

今9月定例会に急ぎ上程させて頂いたのは、今後行う起債計画申請や優遇税制の条例制定に支障をきたさないためです。

今回、伊藤議員より過疎計画に関するご質問を受け、貴重な一般質問の時間をお借りし、策定した計画の内容について説明をさせて頂きたいと思っております。

本計画は、平成26年11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」により策定された、「穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた過疎対策や人口ビジョン等の施策や事業を基本理念とし、平成28年度に策定された穴水町公共施設等総合管理計画に記載された、公共施設等の管理に関する基本的な考え方の中、両計画との整合性を図り、町の持続的発展のために実施する、生活基盤の整備や産業の振興、教育の振興等の諸施策について個々の事業内容を示すものであります。

その内容は13項目の事項により整理されております。それぞれの問題解決に資する事業が計画に示されていますが、ここでは新たに追加された事項の中で町民の皆様と共有すべきものについて説明させて頂きます。

まずは、子育て環境の確保に関する事項であります。少子化の進展により今後も児童数の増加は見込めない中、保護者が子育てについて相談しやすい環境づくりやきめ細やかな助言・指導を行える体制づくりが必要となっており、保健・医療・福祉・教育等切れ目のない支援を行うことが求められています。

その対策として仕事と子育ての両立を図るため、多様な子育て支援サービスの提供により良好な子育て環境の整備を進め、子どもたちが健やかに成長し、生涯にわたり健康に過ごすことができるまちづくりを推進するため、子育て世代包括支援センターを拠点として、妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に対応した情報提供や助言・指導等の支援を行います。

これらの施策を進める上での具体的な事業として、認定子ども園施設整備事業、子育て世代包括支援センター運営事業、子ども医療費給付事業等を計画事業として示しています。

次に、再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項であります。自然環境をいかした再

再生可能エネルギーは、社会を維持し発展させていくために重要な資源ですが、我が国の再生可能エネルギー発電設備の多くは過疎地域に立地していることや、本町を含む能登地域において、複数の民間事業者による大規模な風力発電施設の設置計画が進んでおり、地域の皆様からは、騒音、健康被害、景観等への影響を懸念する声が多く挙がっています。

その対策として、公共施設における再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、家庭用太陽光発電施設の設置に対して補助を行うなど、町民の環境に対する意識の高揚を図り、再生可能エネルギーの普及に取り組むほか、事業者に対しては、県及び関係市町と連携し、適正な手続と説明責任を果たすよう指導するとともに、自然環境を保護し、地域住民の意見に十分配慮するよう求めていく事としています。

以上が今回の計画策定において追記された主な事項についての説明となりますが、本計画は毎年度、進捗状況を管理し情勢の変化などで取り組み事項や計画された事業について追加や修正を行い、より実効性のある計画に更新させていただきます。

○議長（吉村光輝）

伊藤繁男君。

○7番（伊藤繁男）

中瀬課長、宮下課長には、ご丁寧なるご答弁を頂き、有り難うございました。

聡明なる執行部に於かれましては、公僕を尽くし、実務にあたっては、安岡正篤氏の『思考の三原則』「目先にとらわれず長い目で見る長期的、一面的に見ないで多面的に見る総合的、枝葉末節に捉われず根本的に考える」を心掛けて、また、前羽咋市長・山辺芳宣氏の「鳥の目、虫の目、魚の目」も参照し、わが町の発展にご精励されます様、申し添え、私の一般質問を終わります。誠に有り難うございました。

◇

6番 大中 正司 議員

○議長（吉村光輝）

6番大中正司君。

○6番（大中正司）

6番大中正司です。

皆様お疲れさまです。長くなりましたがもうしばらくご辛抱をお願いいたします。

今回は駄弁を弄することなく、手短に簡潔に一問一答方式で質問しますので、ご答弁もひとつつ分かり易くお願いいたします。

早速ですがまず「穴水町過疎地域持続的発展計画（案）」について伺います。

先ほどのご答弁にもありましたが、この計画案は先の議会全員協議会で卓上配付されたんですが、それより前に町のホームページの新着情報欄で、この計画に対する意見募集というお知らせがありました。

皆さんはご存知でしたでしょうか。見ていない方の方が多んじゃないかと思います。

全部で87ページにも及ぶ長いものだったんですが、つまつまとダウンロードしながら、時間をかけて何回かに分けて読み込みました。

計画をより良いものにするために町民の他、町に関係する皆さんからご意見を募集しようという姿勢は率直に評価します。

ただ、募集期間が先月16日から31日までで、もう既に締め切られたんですが、半月間という短い期間でご意見の提出はあったんでしょうか。

また、その結果についての所感もお聞かせ下さい。

○議長（吉村光輝）

宮下企画課長。

○企画課長（宮下謙二）

お答えいたします。

穴水町過疎地域持続的発展計画は、今年の4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、人口減少が著しい過疎地域である本町の人口減少対策や活力向上のために実施する施策などを定める行政計画です。

この計画の策定に当たり、計画がより良いものとなるよう、町内にお住まいの方や町内の事業所にお勤めの方などを対象として、計画に対するご意見を伺うため、持参、郵送、ファックス又はメールの方法で意見募集を行うこととし、町ホームページにおいて周知を行いましたが、募集期間内での意見の提出はありませんでした。

この計画は、町全体が過疎地域である本町にとって重要な計画ではありますが、このような行政計画の多くは、一般の方にとっては、聞き慣れない用語が使用されるなど、馴染の薄いこともあり、関心が薄かったのではないかと感じております。

一方、これまでも類似する行政計画をホームページ上で公開しても数名程度の閲覧でしたが、SNSが普及してきた事が要因だと思われませんが、今回は様々な媒体を活用し51名の閲覧者が有ったことを報告させていただきます。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

ご意見がいただけなかったということではありますが、失礼ながら、さもありませんという感想です。また、ご答弁で51名の閲覧者があったということでした。課長、自慢げにおっしゃっていましたが、閲覧者ではないですよ。閲覧回数だと思うんですよ。私も5回くらい閲覧しましたので、そういう意味では閲覧者はもっと少なくなります。その辺の認識もしていただきたいと思います。

先ほどダウンロードしたと言いましたが、この計画を閲覧するには、その他には役場内企画課で読む、町民の場合は2通りしかない。いかにもお役所的というかおざなりで、無理筋な手法ではないかな、と私は感じました。

と言うのは、もし建前でなく本音でご意見を求めたいのなら、例えばまず概要を示すことで、広く関心を持っていただく等の工夫が必要だったのではないかと、いきなりこのままの計画案本文を提示しても町民の皆さんは表紙をめくる気もしないだろう、と思いながら読んでいたのですが、そういう考えはなかったのでしょうか。

○議長（吉村光輝）

宮下企画課長。

○企画課長（宮下謙二）

先ほどの伊藤議員への答弁でもお答え致しましたが、タイトなスケジュールもあり町民の皆様には十分な閲覧時間を設ける事が出来なかった訳ですが、今後の意見募集手続の際には、御指摘のとおり、計画案本文とあわせて概要版をお示しするなど、町の取組に対して、少しでも関心を持っていただけるような方法について検討をさせていただきます。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

杓子定規なことを言うつもりはなく、同法つまり「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく財政措置を担保するための計画であることは承知の上で伺います。

この計画案が議会に提示されたのは、議会開会に先立つ5日前、今月2日の全員協議会の場でした。

その折に同僚議員から「重要な計画であるが、本議案の審議を付託される委員会以外の委員には質疑応答の機会がないので、別途その機会を設けてもらいたい」との主旨の発言があったと記憶しています。後刻それに対応することになりましたが、それでも審議の流れとしてはちぐはぐに感じます。

前置きが長くなりましたが私がここで言いたいのは、町民の皆さんに向けて例え半月とは言え前もって計画案が提示されるなら、せめて同時に議会にもその旨の説明も含めて提示さ

れるべきではなかったか、ということなんです。

この点についてのご所見をお聞かせ下さい。

○議長（吉村光輝）

宮下企画課長。

○企画課長（宮下謙二）

8月中旬に計画案がまとまり、ホームページでの意見募集を行った訳ですが、こちらの裁量で9月定例会も近いと判断し2日の配付となりました。今思うに郵送等により前もって計画内容をお示しすべきだったと、反省しているところであります。

今後は、十分な閲覧時間と説明機会を設けさせていただきます。

尚、9月定例会に開催される両常任委委員会において、お時間を作って頂き本計画の詳細な説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

次に計画の内容について質問します。多少だぶるかもしれないが、ご了承ください。

計画期間は令和3年度から7年度の5ヵ年であり、現在進行中の「第2期穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「穴水町公共施設等総合管理計画」、この2本とほぼ同じ時期に並行して実施される予定になっています。

私の読み込みが足りないのかも知れませんが、本計画には先の2本の計画に記載されている考えや計画と重複するものが目立ち、強いて挙げれば計画の詳細が記されているくらいで、それ以外に新たなものが見当たりません。

本計画の着目すべきものは何かあるか。これは後で委員会で詳細にご説明と言うことですので、ここで詳しく説明は出来ませんが、大まかに結構です。ありましたら教えてください。

○議長（吉村光輝）

宮下企画課長。

○企画課長（宮下謙二）

お答えいたします。

過疎計画策定の根拠となっている「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の目的として、過疎地域における人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上など

が挙げられており、これは、「第2期穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の根拠となっている「まち・ひと・しごと創生法」の目的と同様の考え方であります。

このように2つの根拠法の目的は関連性が高いことから、それぞれの法に基づき策定する計画においても基本的な考え方や施策に共通する部分が多くなっております。

また、法の規定により、過疎計画に基づき公共施設の整備を実施する場合には、将来の人口減少を見据え、「公共施設等総合管理計画」と適合させることが義務となっていることから、「穴水町公共施設等総合管理計画」に記載された公共施設等の管理に関する基本的な考え方を転記するとともに、その考え方との整合性についても記載しております。

以上のように、特に本計画ならではの新たな事業は予定しておりませんが、これまでの人口減少対策や地域活力の向上に向けた取組を、自立から持続的発展になった新たな計画により、国の支援も受けながら個々の事業の精査検証を行い、より実効性のある計画とし、過疎対策に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

聞こうか聞くまいか悩んだんですけども、念のため聞きますが、この計画はコンサルタントに委託したのでしょうか。自前で作成したのですか。

○議長（吉村光輝）

宮下企画課長。

○企画課長（宮下謙二）

お答えいたします。もちろん、当課担当と私で作成しました。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

大変失礼しました。

次に町発注事業の入札について質問します。

先月、金沢市発注の公共工事の一般競争入札を巡る官製談合事件が新聞などに大きく報道されました。

報道によれば、市職員から業者への「最低制限価格」の漏えいによる贈収賄が事件のあらましですが、一方ではあえて法を犯さなくても最近では積算ソフトを活用すれば「最低制限

価格」の算出は容易だ、とも言われています。

現にその業者が令和2年度中に金沢市発注工事の入札に参加したのは45件であり、その落札額がすべて「最低制限価格」で他の業者と並び、多くの場合は「くじ引き」で決められ、その業者は45件の2割に当たる9件の工事をくじで引き当てた、ということで公共事業の受注にしのぎを削る業者間の厳しい状況が垣間見える事件です。

以上のような事件を受けて、この際当町の一般競争入札における落札の状況を伺いたいと思いますが、その前段として基本的な質問をします。

そもそも事件のキーワードである「最低制限価格」とは何であり、この制度が地方自治体に導入された目的をお聞かせ下さい。

○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

○管理課長（小谷政一）

最低制限価格の制度と目的についてであります。

まず最低制限価格の制度は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、工事又は製造その他についての請負の契約の入札において、契約内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合には、これを落札者とせず最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度です。

目的についてでございますが、公共工事における品質の確保、著しい低価格受注による公正な取引秩序の阻害、下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防止するとともに、建設業をはじめとする関係団体の健全な発展を期することを目的としています。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

簡単に言えば「最低制限価格」が落札の為の切り札ではなく、むしろ実施する事業と業者の健全性を担保する防波堤であると理解した上で伺います。

まず直近の年間実績として、当町における令和2年度の入札件数と、そのうち「最低制限価格」が設定された件数、更にその中で「最低制限価格」で落札された件数は何件なのか、お聞かせ下さい。

○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

○管理課長（小谷政一）

当町の令和2年度の工事入札件数は、79件でした。すべての工事において最低制限価格が設定されています。

その中で、最低制限価格で落札された件数は1件でございます。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

また金沢市の例を引き合いに出して恐縮なんですが、後日の新聞報道によると令和2年度に金沢市が発注した工事件数は850件余りあり、「最低制限価格」で応札した複数社の「くじ引き」で決まったケースが全体の3割以上に当たる270件もあったとのことであり、先の事件に限らず全体としてもかなり厳しい状況だと思います。

それに比べれば当町の場合、落札結果としては制度の目的にかなっており、誠に健全な形に見えます。

しかし、当町でも複数の業者が落札に向けてせめぎ合うのですから「最低制限価格」での落札はともかく、その上の金額レベルでの同額の入札が当然多くあつただろうと推測するのですが、これまでの実績は如何でしょうか。

○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

○管理課長（小谷政一）

お答えいたします。

同金額の入札については、令和2年度についてはございませんでした。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

以上で質問を終わります。

○議長（吉村光輝）

1 番佐藤豊君。

○1 番（佐藤豊）

1 番佐藤豊です。

通告に基づき、一問一答で質問を致します。

質問の前に、一言お礼を申し上げます。昨年、今年と長谷部まつりが中止となり、町民の皆さんも大変さみしい思いをしていました。今年は町内 4 公民館単位で一斉に花火を実施していただきました。雨のため 1 日順延となりましたが、町民の皆様には大変喜んでおられました。今後は毎年実施してもらいたいという声も多く聞きました。本当にありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

以前にも何度か質問をいたしました。今回も自然災害に対する対策についてお伺いをいたします。今年もまた、日本中で大きな災害が多発し、静岡県熱海市では土石流により多くの方がお亡くなりになり、未だに見つからない方もいらっしゃいます。

幸いにも、石川県では今のところ大きな被害はありませんが、今後秋の台風シーズンにはどのような災害が起こるのか懸念されるところです。

今月 5 日には、石川県防災総合訓練が本町において実施されました。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、町民の皆さんの参加は最小限に抑えられた訓練となりました。石川町長も、9 月定例会冒頭の提案理由の説明の中で、感染症対応を兼ねた訓練は大変有意義であり、大規模災害にしっかりと準備を行いたいとおっしゃっておられます。町民の皆様方にも訓練の大事さを周知徹底していただきたいと思っております。

さて、今回は自然災害の中で、近年頻発している高潮対策についてお尋ねします。

8 月 25 日の NHK の時論公論で疑う余地がない温暖化とどう向き合うか、というテーマで放送がございました。その中で、人間活動によって温暖化が起きていることは疑う余地がないと断定しております。8 月には、気候変動に関する政府間パネルでは、地球温暖化の現状、予測に関して最新の報告書を公表しました。パリ協定では気温上昇を 1.5℃までに押さえることを目指していますが、現状のままでは今世紀末には 2.7℃、化石燃料依存社会では 4.4℃上昇すると言われております。4℃上昇すると、50 年に一度の熱波が毎年のように起こると言っております。

気温が 2.7℃上昇すると海面水位が 0.44m～0.76m 上昇し、気温が 4℃上昇すると、海面水位は 0.76m～1.01m 上昇するとの報告があります。

このような状況になりますと、当町での海岸地区では海拔 0m、又はマイナスとなることが予想されます。

実は今年の高潮で甲地区では道路の排水口から海水が入り、道路が水没するような所があ

りました。先ほどの山本議員の質問の中でも、住吉地区でそういったことが起きているとありました。ある家では、浄化槽の排水口から海水が逆流し、浄化槽のマンホールが浮き上がるところも何件かありました。また、海水の逆流により、水田への被害もありました。

全国各地で起こっている、土石流災害あるいは河川の氾濫等はある程度の対応策は可能なのかと思いますが、海水の上昇に対する防御策はなかなか難しいのではと思いますが、町当局としてどのような対策あるいはお考えをお持ちなのか、県、国との連携協議は当然ですが、町としての方向性をお伺いします。

○議長（吉村光輝）

吉田地域整備課長。

○地域整備課長（吉田信之）

お答えいたします。

議員ご承知のとおり、気圧の低下に伴い海水面が上昇する「吸い上げ現象」と強風により湾の中に海水が押し寄せられて海水面が上昇する「吹き寄せ現象」による水位の上昇を高潮現象と呼びます。ご質問にあったように地球温暖化によって平均海面水位が上昇しますと、当然、高潮による被害が拡大することが考えられます。地球温暖化を防止するには、二酸化炭素の排出量を大きく減らすことが重要であり、家庭においては電気をこまめに消す、車の使用は控え公共交通機関や自転車、徒歩で移動するなど一人一人のちょっとした省エネに資する行動が地球温暖化の防止に大きく役立ちます。

また、ハード面での高潮対策としては、地盤の盛土や、大規模な防潮堤の設置には、多額の予算を必要としますし、豪雨と重なった場合は、大がかりな排水施設が必要となり、現状では、抜本的な対策は大変厳しい状況であると認識しております。

しかしながら、被害の拡大を軽減する施策として、土嚢の確保や道路側溝に簡易なフラップゲートを設置するなど局所的な措置が出来ないか関係機関と協議を行い検討していきたいと思っております。

○議長（吉村光輝）

佐藤豊君。

○1番（佐藤豊）

課長のおっしゃるとおりですが、今年も言ったように何ヶ所か起こっています。これは何十年先のことではなく、毎年起こってくるんじゃないかなと思います。確かにおっしゃるとおり、防潮堤をあげても、防潮堤より宅地の方が低いということが当然出てくるかと思えます。そういったときの対応のためにも、土嚢も結構だろうけども、毎年、そういった各地域を調査していただいて、どこがどのような状況か、そういうことを是非当局として把握

していただきたい。そういったところを把握していただきながら、ここはどういった対応を、ということ、それは国であり県でありそういったところも当然対応していただかなければいけないだろうなとも思いますけども、是非そういうことで、今後の対応はしっかりやっていただいて。ただ、先ほども申しましたが、浄化槽の件なんかはどうすればいいのか。海水が入った場合、傷んでしまったらどうすればいいのか。大変難しい問題ではあります、そういったことも含めまして、様々な対応をご検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

続いて2点目は、先ほどの伊藤議員の質問ともやや関連いたしますが、町内各所の案内看板等々の表示についてお伺いします。

各案内看板が木の陰になっていたり、夜光塗料が劣化し反射しないような案内看板が見受けられますが、取り替えを是非検討していただきたいと思いますが如何でしょうか。

海岸線では、観光客の方々から穴水に行くにはどっちへ行けばいいのか、と聞かれることがあります。

ぜひ、取り替えをしていただき、その際は詳細な各地区名等々を表示していただきたいと思います。

ご検討の上、是非対応をお願いいたします。

○議長（吉村光輝）

吉田地域整備課長。

○地域整備課長（吉田信之）

お答えいたします。

穴水管内の道路案内看板につきましては、以前から町道、県道の改良や新設に伴い必要な場所に随時設置しております。

近年では、平成27年の北陸新幹線開業や道の駅「あなみず」の認定に伴い平成29年末までに集中的に整備を実施したところでございます。

また、能登長寿大仏などの観光拠点における案内看板整備につきましても昨年度までに新設及び更新を終えております。

最近の観光客は、カーナビや携帯ナビの利用が多くなっているとはいえ、ご質問にありました、町内各所の道路案内看板につきましては、観光客が穴水管内を周遊する上で重要なものと認識しており、議員ご指摘のとおり表示方法や経年劣化による更新が必要なものがありますので、県道の案内看板を含めて再度、調査を行い関係機関と連携しながら必要に応じて更新あるいは、新設も含めて検討したいと思います。

○議長（吉村光輝）

佐藤豊君。

○1番（佐藤豊）

課長、ありがとうございます。検討していただくと言うことで、是非ともよろしくお願ひします。看板は建ててから数十年経っているので、経年劣化しているところもございませし、また、今ほど、おっしゃったように観光誘致を実施している本町にとつても観光客にわかりやすい案内看板を設置していただけるようによろしくお願ひいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

◇

9番 小坂 孝純 議員

○議長（吉村光輝）

9番小坂孝純君。

○9番（小坂孝純）

9番小坂です。最後になりました。もうしばらくお付き合い願ひたいと思います。

7月24日、鹿波地区民の念願でありました、主要地方道能都穴水線鹿波バイパスが完成いたしました。谷本正憲石川県知事、石川県土木部、輪島総合事務所、そして石川宣雄穴水町長、町関係者の皆様もご理解をいただきまして、本当にありがとうございます。地元を代表し、心から感謝申し上げます。

また、私が修行して帰って参りましたのは昭和46年でありました。そのときからの念願の道路でありました。誠にありがとうございます。

質問は全問一括で願ひいたします。質問は簡潔に、ご答弁は内容のあるものをお願いいたします。

1点目は山本議員とまるつきりだぶりました。主要地方道・能都穴水線岩車・鹿波間の名相開発事務所付近であります。これまでも、少しずつ改良していただいておりますが、まだカーブや狭い箇所がございませ。私ども毎日穴水へ通勤、通学する大切な生活道路であります。1日も早い改良工事をお願い申し上げます。また、もう3ヶ月余りで冬が参ります。雪が降りますと、皆様もご存じかと思ひますけども、タイヤの跡が3本付きますと、なかなか走りにくいものであります。そういったことも含めて、願ひを申し上げます。

2点目でありませが、町立学校建設の問題について質問させていただきます。

町立学校施設整備基本構想計画検討委員会から、4月に提出のあつた穴水・向洋小学校統合問題が8月6日、町側が検討し、統合が決まりました。6月議会には4名の議員の方々から色々質問がありました。学校建設は穴水町には大変重要な問題です。私は決まったからには、1年でも早い完成を望むわけです。そこでお聞ひいたします。1つ目は建設場所です。2つ目は財政確保、3つ目は穴水町の将来を見るに、小中学校一貫制度が良いと思ひませが、

町として案があるなら示していただきたいと思います。

4つ目、検討委員会の委員の方のお話の中で、穴水小学校の生徒さんに将来穴水町に残るか、残らないのかとのアンケートをとったところ、1人も残らないとの結果だったそうです。この話を聞き、大変ショックでした。穴水町にとっても本当に深刻な問題かと思います。執行部の思いをお聞きいたします。

○議長（吉村光輝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

町立学校施設の在り方につきましては、先に開催しました「穴水町総合教育会議」の場にて、その方向性についてお示しをしたところであります。

今後、新校舎の建設場所、学校運営の形態、財源や通学手段の確保策等を十分検討するとともに、地区説明会や保護者説明会を開催し、ご要望ご意見をお聞きしながら、子ども達にとってより良い学校施設となるよう、本年度「基本計画」として取りまとめたいと考えております。

新校舎建設には、一般的には構想から開校まで概ね5年程度の期間を要しますが、1年でも早く、出来れば、令和5年度中にはなんとか開校できるよう取り組んで参ります。

次に、児童生徒へのアンケートに関してであります。現在、教育委員会では、平成26年度より小中学生を対象に、地域の自然、歴史、文化、産業等を体験や活動を通して学び、ふるさと愛を育むための「穴水町ふるさと教育推進事業」を実施しているところでありますが、将来的に町に住み続けるためには、就労機会の確保等課題もありますので、課題解決のためにも、町を挙げて取組みを進めて参りたいと考えております。以上です。

○議長（吉村光輝）

吉田地域整備課長。

○地域整備課長（吉田信之）

お答えいたします。

先ほど、山本議員から同じようなご質問がございましたが、町長より答弁がありましたとおり、主要地方道能都穴水線の岩車～鹿波間の椿崎地内における道路改良工事におきましては、来年度の着手に向けての要望活動を様々な機会を捉えて行っていきたいと考えておりますので、事業の推進ならびに用地の確保につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（吉村光輝）

小坂孝純君。

○9番（小坂孝純）

ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

いずれにいたしましても、学校問題はいち早く町民の皆さん方、また委員会の皆さん方にご説明し、ご理解いただくことが必要なのかな、と思います。また私も学校建設の委員のお話でありましたけども、生徒さんは何名か聞きませんでした。これからの穴水町を担う子どもさん方に、町長の答弁にもありましたけども、いろんな対策を考えながら、1人でも2人でも残っていただけるように、また子どもさん達が、心変わりと言ったら変ですけども、魅力ある町づくりをするような対策を考えていただきたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（吉村光輝）

以上で一般質問を終わります。

関連質問はございませんか。

ないようですので、関連質問を終わります。

◎議案等に対する質疑

○議長（吉村光輝）

これより、議案等に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

質疑はないようですので、質疑を終わります。

◎議案等の常任委員会付託

○議長（吉村光輝）

次に、日程に基づき、議案第39号から議案第44号までの議案6件について、各常任委員会への付託を行います。

お諮りいたします。

議案第39号から議案第44号までの議案6件については、お手元へ配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第44号までの議案6件については、付託表のとおり、各所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案等の予算決算特別委員会付託

◇

○議長（吉村光輝）

次に、議案第45号から議案第51号までの議案7件について、予算決算特別委員会への付託を行います。

お諮りいたします。

議案第45号から議案第51号までの議案7件について、お手元へ配付してあります議案付託表のとおり、予算決算特別委員会に付託することにいたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、議案第45号から議案第51号までの議案7件については、付託表のとおり予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。これにて本日は散会いたします。

（午後4時48分散会）

◎議事日程

- 日程第1、常任委員会付託議案等の委員長報告
- 日程第2、常任委員会委員長報告に対する質疑
- 日程第3、討論・採決
- 日程第4、予算決算特別委員会付託議案等の委員長報告
- 日程第5、予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑
- 日程第6、討論・採決
- 日程第7、閉会中の継続審査及び調査

◎開議の宣告

(午前10時00分再開)

○議長（吉村光輝）

本会議を再開いたします。

はじめに、8番小泉一明君から欠席届が出されましたので報告いたします。

ただ今の出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に基づき、議案第39号から第44号までの議案6件を一括議題といたします。

はじめに、各常任委員会に付託された議案等に対する審査の経過と結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

◎付託議案等の委員長報告

○議長（吉村光輝）

総務産業建設常任委員会委員長大中正司君。

(総務産業建設常任委員会委員長 大中正司 登壇)

○総務産業建設常任委員会委員長（大中正司）

総務産業建設常任委員会委員長大中です。

去る9月13日、令和3年9月定例会において議題となりました議件のうち、当委員会に付託された議案について審査いたしましたので、その内容と経過及び結果をご報告いたします。

まず、議案第39号令和3年度穴水町一般会計補正予算第3号についてであります。

主な歳入は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」・「ほっと石川観光プ

ラン推進ファンド貸付金元金収入」のほか、「普通交付税」・「臨時財政対策債」であります。

歳出は、「プレミアム付き商品券事業費」・「公共施設等総合管理計画見直し業務に係る委託料」のほか、「町営住宅修繕工事費」・「老朽危険空家除去に係る補助金」が主なものであります。

また、議案第42号及び第43号は、いずれも「令和2年度役場庁舎耐震改修工事の建築及び電気設備のそれぞれの請負契約締結に係る議決の一部を変更するもの」で、議案第44号は「過疎地域持続的発展計画の策定について」であります。

以上の議案について所管課から説明を受けたのち、質疑応答を行いました。

各委員からは、

倒木の恐れのある立木について、所有者や県に対して処理を要請すること、

庁舎耐震改修に伴い、会議室等の床を改修すること、

地域活動の持続・発展の継続に繋がる提案や方策を検討すること、

不要となった構造物に対する処分の手順・方法について調査・確認すること、

などの意見・要望がありました。

以上、付託されました議案について執行部から詳細な説明を聴取して、慎重な審議の後、採決を行ったところ、当委員会として全会一致をもって原案を妥当と認め、「可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で総務産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（吉村光輝）

教育民生常任委員会委員長湯口かをる君。

（教育民生常任委員会委員長 湯口かをる 登壇）

○教育民生常任委員会委員長（湯口かをる）

9月定例会において議題となりました議件の内、議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託された議案について、審査の経過及び結果をご報告いたします。

議案第39号は、令和3年度穴水町一般会計補正予算（第3号）であります。

歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金のほか、障害者自立支援給付費国庫負担金・後期高齢者医療保健事業受託金・社会福祉協議会補助金返還金が主なものであります。

歳出の主なものは、マイナンバーカード普及促進商品券事業費・新型コロナウイルスワクチン接種事業費・インフルエンザ予防接種強化事業費のほか、身体障害者等国庫負担金返還金・後期高齢者の健康診査委託料・校務支援システム導入費・町立学校施設整備基本計画策定業務委託料であります。

また、議案第40号及び第41号は、公共下水道事業・介護保険の両特別会計のいずれも

補正予算についてであります。

以上の議案について所管課から説明をいただいた後、質疑応答を行いました。

各委員からは、

マイナンバーカードの重要性を周知し、申請・交付の普及促進に努めること、
町立学校の統合新校舎建設候補地に、由比ヶ丘文化ゾーンを検討すること、
小学校の統合に関する地区説明会・保護者説明会は慎重に実施すること、
などの意見がありました。

以上、付託されました議案について、執行部から詳細な説明を聴取し、慎重な審査の後、採決を行ったところ、全会一致をもって、「可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で、当委員会の委員長報告を終わります。

○議長（吉村光輝）

これにて、各常任委員会における委員長の報告を終わります。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（吉村光輝）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

◎委員長報告に対する討論

○議長（吉村光輝）

これより討論を行います。

討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

ないようですので、討論を終わります。

◎採決

○議長（吉村光輝）

これより採決を行います。

議案第39号から第44号までの議案6件を一括採決いたします。

なお、各件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

お諮りいたします。

議案第39号から第44号までの議案6件について、原案どおり可決することに賛成の方

は起立願います。

(全員起立)

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第39号から第44号までの議案6件については、原案どおり可決することに決定いたしました。

◎付託議案等の委員長報告

○議長（吉村光輝）

次に、議案第45号から議案第51号までの令和2年度穴水町一般会計及び各特別会計、並びに病院事業会計、水道事業会計の歳入歳出決算認定議案7件を一括議題にいたします。

予算決算特別委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算特別委員会副委員長佐藤豊君。

(予算決算特別委員会副委員長 佐藤豊 登壇)

○予算決算特別委員会副委員長（佐藤豊）

予算決算特別委員会委員長報告を行います。

予算決算特別委員会に付託された議案第45号から第51号までの令和2年度穴水町一般会計及び各特別会計並びに病院事業会計、水道事業会計の歳入歳出決算認定議案7件について、審査の経過と概要・結果について報告いたします。

予算決算特別委員会は、去る9月15日・16日の両日に執行部出席のもと、主に令和2年度予算の執行状況について審査し、17日には現地審査を実施しました。

まず、一般会計の差引実質収支ですが、2億7百万円余りの黒字決算、4つの特別会計においても全て黒字決算となっています。

水道事業会計の収益的収支は黒字決算で、資本的収支では差引額1億3千万円余りの不足が生じていますが、過年度分と現年度分の損益勘定留保資金等で補填しています。

今後は、施設の老朽化や使用料の減少等の課題はあるものの、健全・安定的な事業運営を図り、安全・安心な水道の供給に取り組んでいただきたいと思います。

病院事業会計についても、収益的収支は黒字決算で、資本的収支では差引額1億8百万円余りの不足が生じていますが、過年度分の損益勘定留保資金等で補填しています。

今後の安定的な病院経営には、医療人材の確保が重要課題であることから、大学病院との連携等、地域医療サービスの安定的かつ継続的な提供を図るとともに、さらには新型コロナウイルス感染対策を徹底し、過疎地域の中核病院として住民のニーズに応えていただくこと

を期待します。

また、全体で実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債比率・将来負担比率については、いずれも健全化基準を下回っていますが、町税の減収、自然災害や新型コロナウイルス感染対応による財政面への影響のほか、公共施設等がこれから大量更新の時期を迎えることから、建て替え・改修に要する費用の増加が予想されます。

さらには人口減少による利用需要の低下も懸念されることから、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うことで財政負担を軽減し、平準化するとともに公共施設の最適な配置が必要とされるところでもあり、今後は、第2期総合戦略の推進に向け、SDGsの実現など、持続可能なまちづくりに対し、自治体の知恵と工夫が問われているといえます。審査の過程において委員からは、

予算決算審議に活用できるよう、町財務諸表を適時作成すること、
職員の育成に積極的に取り組むこと、
町税の徴収に対し、安易な時効消滅は行わず滞納整理に努めること、
路線バス廃止後の運行形態を十分に検討すること、
情報発信ツールを有効に活用した広報に努めること、
今後、さらに見込まれる老老介護に対する支援体制を検討すること、
教育費貸付金の滞納額減となるよう努めること、
SNS等を活用するなど観光情報の発信を強化すること、
観光事業全般における苦情解決の仕組みを構築すること、
積極的にアフターコロナの観光事業を検討すること、
フィットネスジムの高齢者の利用を促進するため、いきいき健康課と具体的な協議により、健康長寿のまちづくりに寄与すること、
コロナ禍の影響で中止となった事業に対する今後の対策を検討すること、
スポーツツーリズム推進事業に基づき、合宿誘致に努めること、
等の指摘・要望・意見等がありました。

以上、審査の経過と概要・結果を報告しましたが、係数については決算書のとおり適正と認めたところであり、当委員会に付託された議案第45号から第51号までの令和2年度各会計歳入歳出決算認定議案7件については、いずれも全会一致で「認定すべきもの」と決定し、本会議に諮る事としました。

最後に、監査委員からの決算に関する意見・指摘事項等については、報告を受け、当委員会でも質疑したところではありますが、今回の決算審査における指摘事項同様に十分な事業評価及び協議・検討を重ね、新年度の予算編成に適切に反映されるとともに、厳しい財政状況ではありますが、健全かつ安定した行財政運営への取り組みを要望して委員長報告を終わります。

○議長（吉村光輝）

これにて、予算決算特別委員会における委員長報告を終わります。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（吉村光輝）

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。
ないようですので、質疑を終わります。

◎委員長報告に対する討論

○議長（吉村光輝）

これより討論を行います。
討論の通告はありませんが、討論はありませんか。
ないようですので、討論を終わります。

◎採決

○議長（吉村光輝）

これより採決を行います。
議案第45号から議案第51号までの令和2年度穴水町一般会計及び各特別会計、並びに病院事業会計、水道事業会計の歳入歳出決算認定議案7件を一括採決いたします。
なお、各件に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。
お諮りいたします。
議案第45号から議案第51号までの令和2年度穴水町一般会計及び各特別会計、並びに病院事業会計、水道事業会計の歳入歳出決算認定7件について、原案どおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第45号から議案第51号までの令和2年度穴水町一般会計及び各特別会計、並びに病院事業会計、水道事業会計の歳入歳出決算認定議案7件については、原案どおり認定することに決定いたしました。

次に、発議第2号について採決いたします。
お諮りいたします。

発議第2号について、原案どおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

お座り下さい。全員起立であります。

よって、発議第2号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査及び調査

◇

○議長（吉村光輝）

次に、委員会の閉会中の継続審査及び調査について議題といたします。

各委員長から、委員会における継続審査及び調査について会議規則第75条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会にて予定されました日程は、全て終了いたしました。

これをもって、令和3年第4回穴水町議会9月定例会を閉会いたします。

(午前10時22分閉会)

以上、会議の結果を記載し、その相違のないことを証する為、署名する。

令和3年9月22日

議会議長 吉村 光輝

署名議員 小坂 孝純

署名議員 浜崎 音男